

事業マネジメント推進室の取組

総 括

- (1) 安全性確保を最優先した下水道管路マネジメントへの転換
 - 1) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会
 - 2) 下水道管路の全国特別重点調査について
 - 3) 下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会
 - 4) 新潟県新潟市で発生した道路陥没事故を受けた対応について

- (2) 耐震化・耐水化等の推進について
 - 1) 耐震化の推進
 - 2) 耐水化の推進
 - 3) 樋門等の定期点検
 - 4) 下水道BCP
 - 5) 災害発生時における下水道施設の被害状況の報告

- (3) 汚水処理施設の最適化について
 - 1) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置について
 - 2) 10年概成（令和8年度概成）に向けたアクションプランの点検・見直しの状況について

- (4) 広域連携の推進について
 - 1) 広域連携の取組
 - 2) 主な支援

- (5) 下水道工事等の適切な執行について
 - 1) 働き方改革・生産性向上
 - 2) 下水道事業の執行
 - 3) 品質確保等に資する資格などの活用

- (6) 工事事故の防止対策について
 - 1) 安全対策等について
 - 2) 工事事故報告について

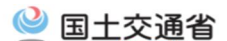
- (7) DXの推進について
 - 1) 下水道DXの推進について
 - 2) 上下水道DX技術カタログ
 - 3) 下水道施設及び下水道管路施設の台帳電子化について
 - 4) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン
 - 5) 下水道DXに関する参考情報

(1) 安全性確保を最優先した下水道管路マネジメントへの転換

1) 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

- 令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没事故を踏まえ、令和7年2月21日に下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を設置。
- 下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などについて検討。令和7年12月に、2つのメリハリと2つの見える化による下水道管路マネジメントの転換などを取りまとめた第3次提言を金子国交大臣に手交した。
- 大臣は、「この提言をしっかりと受け止めて、法令を含む諸制度の見直し検討を加速化する。『八潮のような事故を二度と起こしてはならない』という強い決意の下、強靱で持続可能な上下水道の構築に向けた対策に全力で取り組んでいく。インフラ全般においても、提言で示された『新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ』について、継続して検討し具現化していく。」と表明。
- 各地方公共団体におかれては、管路内の状況を適切に把握し、安全性確保を最優先とした下水道管路のマネジメントを実践いただきたい。

「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」第3次提言



信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換 1. 2つの『メリハリ』と2つの『見える化』による下水道管路マネジメントの転換 (概要)

全国特別重点調査の結果も踏まえ、本年5月の第2次提言の内容を精緻化

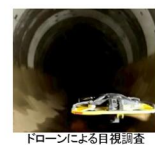
1. 基本認識

- ・大前提としての「**下水道管路内の作業安全の確保**」
- ・事故時等の社会的影響が大きい箇所等**点検・調査の重点化**などの『メリハリ』
- ・必要な更新投資を先送りしないため**使用料の適切な設定**と集中的な対策への**国による重点的な財政支援**



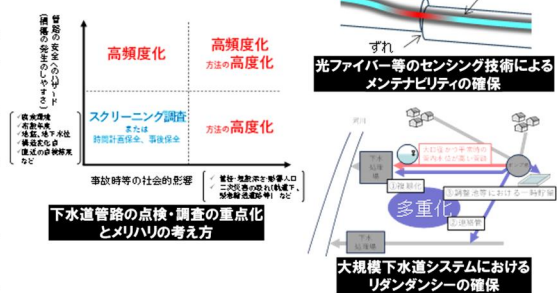
2. 全国特別重点調査(優先実施箇所)の調査結果から得られた主な知見と課題

- ・調査延長(判定済み666km)の**約1割で直ちに改築等が必要**との判定
- ・これまで**点検・調査が困難であった箇所をドローン等で調査**するとともに、**今後の調査精度向上の必要性**を確認(カメラ性能・位置情報の把握、曲線部での飛行等)
- ・**複数の手法を組み合わせる点検・調査方法の高度化の効果・必要性**を改めて確認(画像等目視で把握できない劣化を打音調査等で補足的に把握した事例や、道路管理者とも連携して路面下の空洞調査を実施し空洞の存在を確認した事例)



3. 具体的な方策の考え方と今後の対応

	大 ← (損傷の発生しやすさや事故時等の社会的影響)	→ 小
メリハリ	①『メリハリ』の効いた点検・調査の徹底	・ 高頻度化・方法の高度化 (空撮調査など 複数手法の組み合わせ)
	②再構築の『メリハリ』	・ スクリーニング調査 (詳細陥没箇所 の線引き)や時間割・保全、事後保全の手法を適用
見える化	①管理者担い手としてのテカカルが見える化	・ メンテナンス(維持管理の容易性) 及び リダンダンシー(複線化など)の確保
	②市民への『見える化』	・ 人口動向等を踏まえた分散化、 下水道区域の縮小(浄化槽等への転換)など維持すべき施設の最適化(軽量化)
		※ 調査・診断できなかった箇所は関係者間で共有。必要な改築が困難な箇所は地盤改良など最大限可能な対応を実施。
		・ 劣化状況の 診断基準の明確化
		・ 点検調査結果の デジタル化・データベース化(標準化)
		・ 無人化・省力化、DXに向けた 技術の高度化・実用化 (センシング、ドローン・空撮、AI・AI併用技術等)
		・ 点検・調査結果等の 公表の枠組みの明確化
		・ 必要な更新を先送りしないための 使用料負担に対する理解・協力



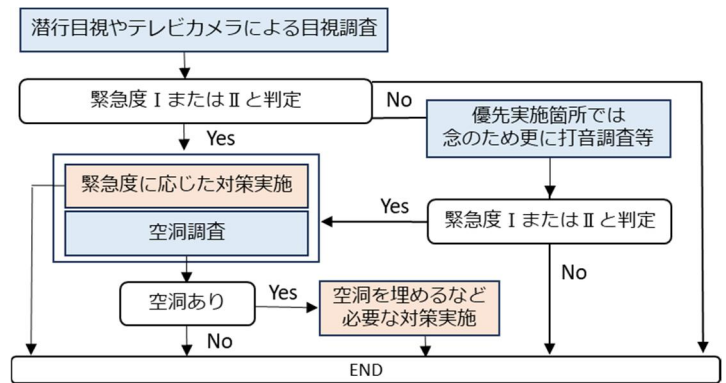
・ 国による **点検・調査の頻度等の基準化、技術の高度化・実用化** ・第1次**国土強靱化**実施中期計画等に基づく**重点的な財政支援**

新しい管路マネジメントへの転換を全国隅々まで徹底

2) 下水道管路の全国特別重点調査について

○埼玉県八潮市の事故を受け設置した有識者委員会においてとりまとめられた第1次提言を踏まえ、国土交通省では令和7年3月18日に地方公共団体へ全国特別重点調査の実施を要請した。

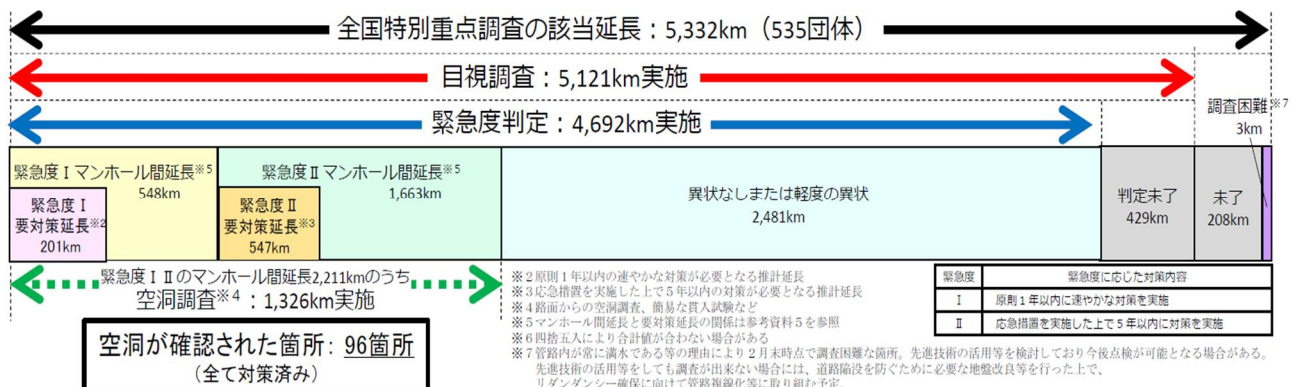
○本調査では今回の陥没事故と同種・同類の事故を未然に防ぎ、国民の安心・安全が得られるよう、管径2m以上かつ布設後30年以上経過した管を対象に、従来から強化した緊急度の判定基準をもとに調査を実施することとした。このうち、八潮市の陥没現場と類似する箇所等を優先実施箇所として夏頃迄に、それ以外の箇所は1年以内に実施し報告するよう要請した。



下水道管路の全国特別重点調査のフロー図

○調査の結果、対象となる地方公共団体 535 団体 (5,332km) のうち、令和8年2月末時点で、緊急度 I 及び緊急度 II と判定された下水道管路を有する地方公共団体がそれぞれ 277 団体 (201km)、356 団体 (547km) あり、また対象となる都道府県 33 団体のうち緊急度 I と判定された流域下水道管路を有する都道府県が 20 団体に及んでいるなど、一部の地方公共団体だけの例外的な状況ではないことが確認された。

2 月末時点の調査結果 (詳細)



○緊急度 I と判定された管路は、1年以内の可能な限り早い時期に対策を実施すること。また、緊急度 II と判定された管路は、必要な応急措置を速やかに実施した上で5年以内に対策を実施すること。また、水位が下げることができないなどの理由により、調査等の実施が困難な場合には、道路管理者とも情報共有等の連携の上、道路陥没を防ぐために、巡視や空洞調査等の継続的な実施に加え、必要な地盤改良等を速やかに検討・実施するとともに、管路複線化等のリダンダンシー確保に向けた対策を速やかに進めること。

○なお、全国特別重点調査における緊急度 I と判定された管路や、緊急輸送路など事故発生時に地域住民に重大な影響を及ぼす下水道管路 (重要管路) の改築に対しては、個別補助 (重要下水道管路更新事業) を創設して支援する他、本調査で要対策とされた管路の修繕については、下水道事業債の対象に追加 (令和8~12年度) されている。

3) 下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会

○「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」での提言を踏まえ、国土交通省と（公社）日本下水道協会が共同して設置した「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」では、点検の方法や頻度、診断基準、維持管理情報等のデジタル化や見える化などの維持管理に関する基準や、リダンダンシー（多重性）、メンテナビリティ（維持管理の容易性）の確保のための構造に関する基準や対策の考え方などについて検討を進めているところ。

○令和8年1月に中間整理を公表しており、今後の管路マネジメントの基本的な考え方として、八潮市での道路陥没のように、事故時に地域住民の方へ重大な影響を及ぼすような大口径の管路等を「重要管路」、それ以外の細かい管路を「枝線」として区分し、「メリハリ」をつけて、限られた人員や予算の中で安全性を確保していく方針。

○特に、重要管路については10年に1回以上の頻度で点検を行うこととし、5年に1回以上の点検対象は、従来から対象であった「腐食のおそれの大きい箇所(化学的弱点箇所)」に加え、「力学的弱点箇所」や「地盤的弱点箇所」についても位置づけるとともに、八潮市の道路陥没現場のように「3つの弱点要素が重なる箇所」や「硫化水素ガス濃度が特に高い箇所」は3年に1回以上に、点検頻度を強化することとしている。さらに、点検方法も、テレビカメラ等による目視だけでなく、新技術の開発・普及の進展に応じて、管路の耐荷力・圧縮強度・管厚の定量調査など、特性の異なる複数の手法を組み合わせることで管路の構造上の安全性を確認する。

○引き続き、本検討会で議論を進め、令和8年秋ごろに最終整理を行う予定。

下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理(概要)

1. 下水道管路マネジメントに関する技術基準等の考え方

- 現行の基準等を包括的に見直し、重要な項目は国の基準等に引き上げ
- 社会的影響を踏まえ「重要管路」と「枝線」に区分し、「メリハリ」をつけた戦略的なマネジメントを進め、限られた人員や予算の中で施設の安全性を確保

2. 点検・診断に関する基準等

(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準

- 箇所毎に健全度を評価するとともに、明確な診断が難しい状態の区分を設定
- 鉄筋コンクリート管の診断基準を見直すとともに、シールド管の診断基準を設定

(2) 「メリハリ」をつけた点検

- 「重要管路」は、頻度を明確化し、方法を高度化し、健全度Ⅲ箇所は更に高頻度化
- 「枝線」は、要注意箇所の頻度を明確化し、それ以外は適切な頻度で監視

(3) 診断の質の確保

- 必要な知識や技能を有する者が診断することとし、技術者の能力向上を促進

3. 構造に関する基準等

(1) リダンダンシー(多重性)の確保

- 災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げるできない箇所、複線化等による多重化を原則化

(2) メンテナビリティ(維持管理の容易性)の確保・向上

- 改築の機会を捉え、マンホールの間隔や構造を見直す等、維持管理の容易性を確保・向上することを原則化

(3) 要注意箇所への対策

- 新技術の活用を含め対策の実施を強化

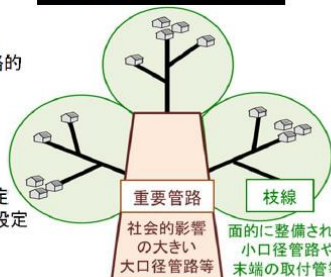
4. 2つの「見える化」に向けた情報管理

- 維持管理の正確性や効率性の向上に向け、記録すべき情報を見直し、デジタル化を促進
- 市民の使用料負担等への理解促進に向け、老朽化状況や対策内容等の公表を推進

5. 管内作業の安全性確保

- 安全確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認し、留意事項を徹底
- 点検技術の高度化・実用化を推進

「重要管路」と「枝線」の考え方



重要管路における点検の強化

〈現状〉

区分	頻度	方法
化学的弱点箇所	6年に1回以上	人やTVカメラ等による目視
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定	

* 健全度Ⅲと診断された箇所は、空調調査を実施するとともに、点検頻度をさらに高頻度化(例: 3年に1回→1年に1回)

診断区分の見直し(案)

健全度区分	状態
Ⅳ 緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
Ⅲ 早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
Ⅱ 要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要がある、措置を講ずることが望ましい状態
Ⅰ 健全	構造物の安全性が低下していない状態
診断保留	十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態 ※ 巡視や路面下空間調査等、個別に対応方法を検討・実施

〈強化後〉

区分	頻度	方法
化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 + 管厚測定等の定量点検
硫化水素濃度が著しく高い箇所		
化学的弱点箇所	5年に1回以上	同上
力学的弱点箇所		
地盤的弱点箇所	10年に1回以上	同上
上記以外		

リダンダンシー確保の取組例



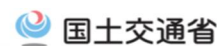
4) 新潟市で発生した道路陥没事故等を受けた対応について

○令和8年1月9日に新潟市において、下水道管路の腐食のおそれ大きい箇所（圧送管の吐出し先）に起因する道路陥没事故が発生した。

○当該陥没箇所の管路では、令和元年度に耐震工事をするための現場調査で緊急度 相当（現指針では5年未満に必要な措置を講ずるもの）であることを確認していたが、当時は必要な応急措置や5年未満に対策を実施する判断をせず経過観察とし、その後、令和7年には改築のための詳細設計を実施していたものの、対策未了のまま陥没に至った。

過去の点検で劣化を確認した下水道管路に対して

迅速かつ適切な措置が徹底できていなかった箇所での道路陥没事故（概要）



【事故概要】

- 発生日時：令和8年1月9日(金) 午前11時00分頃
- 陥没規模：幅5m、長さ5m、深さ3.5m
- 被害状況：トラック運転手の腰の打撲、トラック後輪の損傷
- 管路情報：φ1,350mmの布設後45年経過した汚水管（ヒューム管）、5年に1回以上の点検頻度が定められている腐食のおそれ大きい箇所（圧送管の吐出し先）
- 陥没原因：硫化水素による腐食が進み、管路が破損して、土砂が管内に流入したことが原因と推定される
- 影響：一時、道路通行止め及び下水道管路の流下機能に支障あり（翌朝にいずれも解消済み）

【対応状況（時系列）】

- (1月9日)
 - ・11時00分：道路通行止め
 - ・13時30分：下水道管路内の土砂堆積を確認
 - ・16時00分：掘削作業開始
- (1月10日)
 - ・3時00分：仮排水管設置完了、埋め戻し開始
 - ・6時00分：埋め戻し完了
 - ・7時00分：道路舗装の仮復旧完了、通行止め解除



< 事故直後の現場状況 >



< 仮復旧完了済み >

【過去の経緯（時系列）】

- 令和元年11月：管路の耐震診断を行う過程での点検により、当該陥没箇所の管路で緊急度 II 相当の腐食を確認
- 令和3年6月：劣化状況の把握を目的とする法定点検により、緊急度 II の腐食を改めて確認
その後、令和7年に詳細設計を実施して、令和8年度に改築を予定していた
- 令和8年1月：道路陥没事故発生

○このことを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、同様の事故の再発防止に向け、下記について徹底いただきたい。

管路の耐震診断を行う過程での調査など、劣化状況の把握を目的とする点検ではなかったとしても、管路の安全性が低下している又は低下する可能性がある劣化を把握した場合には、その結果をもとに迅速かつ適切な措置を講じること。

これまでの調査で緊急度 Ⅱ が確認された箇所については、必要な応急措置を速やかに実施するとともに、早急かつ確実な対策を実施すること。

- 一方、今般の新潟市と同様な対応を行っている地方公共団体が存在するか調査を実施したところ、
- ✓ H27年度からR6年度末までに緊急度 と判定されたにもかかわらず、1年以内に対策ができていない管路を保有する団体（延長）：223団体（213km）
 - ✓ H27年度からR3年度末までに緊急度 と判定されたにもかかわらず、5年未満での対策ができていない管路を保有する団体（延長）：503団体（1,625km）
- が確認された。
- 過去に事務連絡で緊急度 と判定された下水道管路施設について、適切かつ速やかな対策を実施する旨を周知しているところではあるが、上記の調査結果を踏まえると、緊急度 と判定された施設含め、確実に対策を実施しているとは言えない状態であり、これら緊急度 及び の管路の安全性確保を最優先に取り組むことをお願いする。
- （過去の事務連絡の一部）
- ・「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」（令和5年9月20日付事務連絡）
 - ・「令和5年度下水道管路メンテナンス年報の公表について」（令和6年10月24日付事務連絡）
- 国土交通省としては、令和9年度より、下水道事業における各種事業を進める際には、緊急度 及び の対策を優先的に実施していることなども踏まえ予算配分を行うことを検討している。
- また、令和8年3月27日に閣議決定された「下水道法等の一部を改正する法律案」においては、下水道管路の点検・診断基準の強化等を盛り込んでおり、今後の国会審議で成立した場合、今年年内に新基準を施行することを想定しているところ。今年度内に現行基準で腐食のおそれの大きい箇所として5年に1回以上の点検が必要な管路については、新基準の施行を待つことなく、今年度早期かつ確実に点検を実施していただきたい。

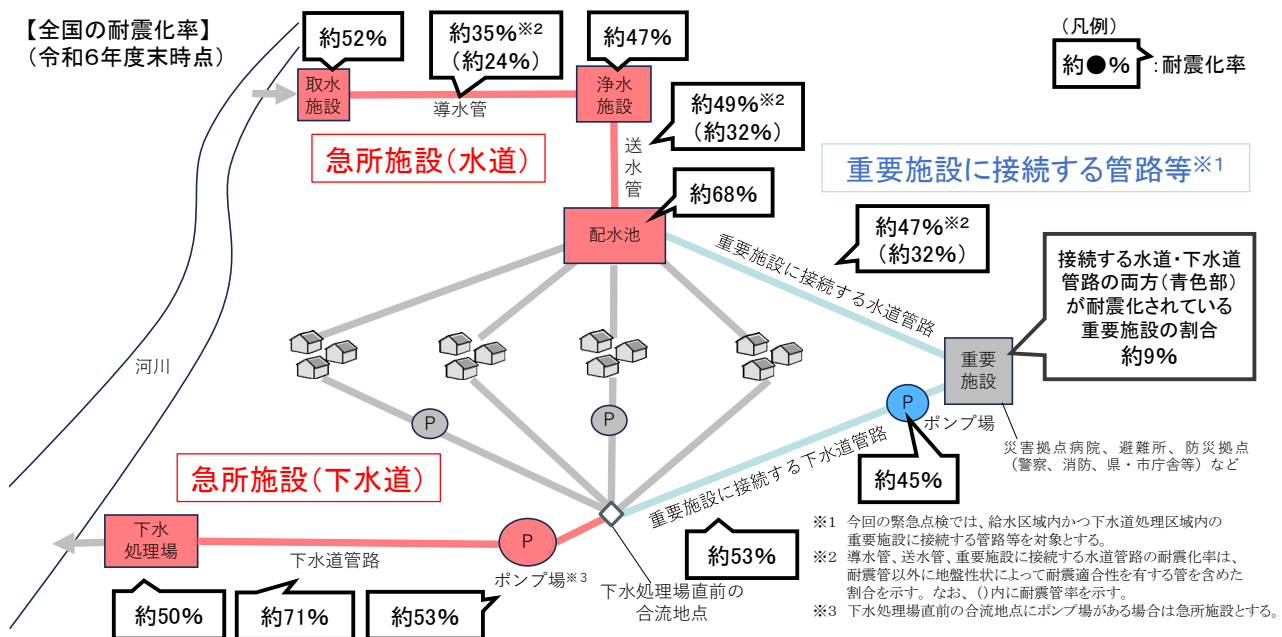
令和8年1月には、国土技術政策総合研究所より、マンホール蓋管理基数及び不具合等の発生状況についての初めての全国調査結果が公表されたところ。下水道管理者においては、管渠の点検にあわせて、マンホール蓋の老朽化対策にも鋭意取り組まれない。

<https://www.nilim.go.jp/lab/ebg/pdf/r5gesui-futa.pdf>

(2) 耐震化・耐水化等の推進について

1) 耐震化の推進

- 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化について、令和7年6月に閣議決定した「第1次国土強靱化実施中期計画」等に位置付け、強靱で持続可能な上下水道の構築に向けて、耐震化を推進している。
- 上下水道耐震化計画のフォローアップの結果、令和6年度末時点での耐震化率は、下水道の急所施設については、下水処理場：約50%、下水道管路：約71%、ポンプ場：約53%、避難所などの重要施設に接続する管路等については、下水道管路：約53%、ポンプ場：約45%であり、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合は約9%となっている（詳細は下図を参照）。
- いっどこで起きるか分からない地震に備え、下水道基幹施設耐震化事業等の支援制度を活用し、下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進していただきたい。
- なお、令和8年3月末時点で、石川県能登地方6市町を除く、すべての下水道管理者において「上下水道耐震化計画」が策定されている。



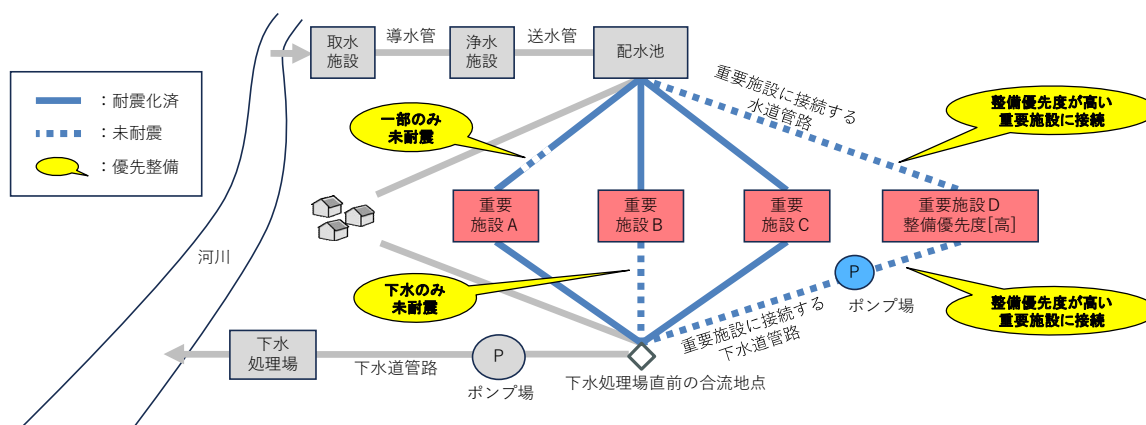
図一 上下水道施設の耐震化状況

- また、事業計画の「施設の設置に関する方針(様式1)」において、主要な施策の一つとして「耐震化」を位置付けているため、事業の見える化等の観点からも目標を設定し、「第1次国土強靱化実施中期計画」等を活用しながら計画的に下水道施設の耐震化に取り組んでいただきたい。

○接続する上下水道管等が耐震化された重要施設の割合を効率的に向上させるため、上下水道共通の整備優先度を設定することや、水道（下水）の進捗を踏まえ整備対象を選定すること等が望ましい。

【実施例】

- ・上下水道耐震化計画の実行計画（詳細なスケジュール等）を上下水道で共有する
- ・実行計画に基づく事業進捗を上下水道で共有する
- ・重要施設について上下水道共通の整備優先度を設定する
- ・水道（下水道）の進捗を踏まえた整備箇所を設定する 等



○なお、施設の耐震性の有無を把握することは、耐震対策事業や災害時の応急対策の効率化につながることから、耐震診断を実施していない下水道施設について、速やかに耐震診断を実施していただきたい。

○令和6年能登半島地震等を踏まえ「下水道施設の耐震対策指針と解説」と「下水道の地震対策マニュアル」が改訂されているので、最新の指針等に基づき所要の耐震化等を図っていただきたい。

○マンホールトイレの普及啓発

国土交通省では、避難所における避難生活等において、快適なトイレ環境を確保するため、マンホールトイレ整備に対する支援やガイドラインの策定を実施している。

また、マンホールトイレの導入にあたっては、防災・安全交付金事業等の基幹事業および効果促進事業として支援しているところ。関係部局とも連携の上、積極的な整備をお願いする。

マンホールトイレに関するホームページ URL

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000411.html

1. マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン

国土交通省では、被災者が“使いたい”と思えるマンホールトイレを整備するための配慮事項等を取りまとめた「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」を策定している（令和3年3月に、事例集を充実させる形で一部改定）。

2. マンホールトイレ普及啓発ツール

国土交通省では、マンホールトイレの普及促進の一助としてなるよう普及啓発のため

のリーフレット、動画、漫画を作成している。積極的な活用をお願いしたい。



リーフレット



動画



↑youtubeにて
動画公開中



漫画

3. マンホールトイレの活用促進

各地方公共団体では、多くの住民へのPR等を目的に、イベント会場等で実際にマンホールトイレが使用されており、設置から使用、片付けまで一連の訓練を実施している。小学校の授業の一環としてマンホールトイレの設置訓練が行われている事例もあり、このような実体験を伴う住民へのPRを積極的に検討いただきたい。



熊本市での取り組み



東松島市での取組



恵那市での取組み

4. 避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について（通知）

避難所におけるマンホールトイレの普及に向けて、避難所の設置・運営等を所管する内閣府との連名で、市町村の防災部局、下水道部局双方に対する通知を发出している（「避難所におけるマンホールトイレ導入の検討について」府政防第1588号、国水下企第44号、令和2年10月23日）。

地方公共団体におかれては、避難所におけるトイレの確保に向けた検討の中で、障がい者等向けトイレ、とりわけマンホールトイレの導入についても関係部局との連携のもと検討をお願いしたい。

5. マンホールトイレの整備運用に関する支援資料について

マンホールトイレに関して過去の実績から得られた課題と改善方法を踏まえ、より効果的に整備・運用するための資料として、「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト」を国交省HPで公表しているので活用いただきたい。

	*1	検討項目	ねらい	7箇条との 関連*2
空間・ 設備	安全	トイレ室を地面に固定できるようにする	・トイレ室を地面に固定することで、安定性が増し、転倒を防止できる (トイレ室を固定する埋め込み式のアンカー等が望ましい)	整備計画時
		トイレ室の固定器具(打込ピンなど)が地面に 設置可能か確認する		
		トイレ室は堅牢なものにする		
		中のシルエットが透けない材質にする	・トイレ室内の照明でシルエットが透けないことで、利用者の プライバシーを確保できる	整備計画時 避難所開設時
		施錠により外から容易に開かないようにする		
		トイレ室の中に照明を設置する		
		トイレ室の外にも照明を設置する		
		トイレまでの動線に照明を設置する	・暗い場所や夜間でもトイレを安心して利用できる ・トイレまでの動線やトイレ室外に照明を設置することで、 夜間のトイレ利用がしやすくなるだけでなく、犯罪防止や転倒防止に つながる (屋外の照明は、太陽光式のを最低2基設置することが望ましい (乾電池式のLEDライトもある)) ・人感式センサー式の照明を用いることで、電力の消費を抑えることが できる	整備計画時 避難所開設後 運用時
		使用中かどうか分かりやすい表示にする		
		防犯ブザーを各トイレ室に設置する		

*1 検討項目について、対応状況や優先度などを記入する欄として活用する

*2 「マンホールトイレの整備・運用における7箇条」の4段階との関連

チェックリストのイメージ

2) 耐水化の推進

- 国土交通省では、洪水、内水等による下水道施設被害による社会的影響を最小限にするため、ハード対策(耐水化)とBCPによるソフト対策を組み合わせた施設浸水対策の考え方をとりまとめ、「下水道の施設浸水対策の推進について(令和2年5月21日国水下水事13号)」を通知した。
- また、上記通知の運用として、「『下水道の施設浸水対策の推進について』の運用について(令和2年7月16日事業マネジメント推進室長事務連絡)」を周知するとともに、耐水化計画の策定例等を公表している。
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000710.html>
- また、下水道施設の耐水化については、「国土強靱化実施中期計画」や「第6次社会資本整備重点計画」において、受変電設備やポンプ設備等の揚水機能を確保する指標として「人口・資産集積地区(市街化区域・DID(人口集中地区)等)からの排水を受け持つ下水処理場等における水害時の揚水機能確保完了率」を新たに設定し、令和14年度までに100%とする目標を定めているが、令和6年度末時点で、揚水機能が確保されている施設の割合は、下水処理場が約21%、ポンプ場(汚水、合流、雨水)が約20%にとどまっている。
- 令和7年度の大雨では、下水道施設の浸水により下水道機能に影響が生じるなどの被害が生じたため、各地方公共団体が策定した耐水化計画に基づき、耐水化を進めて頂くようお願いする。また、必要に応じて、耐水化計画の見直しを検討すること。
- なお、耐水化計画を令和3年度までに策定するよう要請していたところであるが、令和7年3月末時点の計画策定率は約89%となっており、未策定の地方公共団体においては、速やかに計画を策定いただきたい。

【令和7年3月末時点の都道府県別 耐水化計画策定率(未策定の地方公共団体数)】

北海道 83%(14)、青森県 75%(2)、岩手県 91%(1)、宮城県 71%(4)、秋田県 92%(1)、福島県 60%(8)、群馬県 77%(3)、埼玉県 76%(8)、千葉県 93%(1)、東京都 91%(1)、神奈川県 83%(3)、新潟県 95%(1)、福井県 86%(2)、長野県 85%(5)、静岡県 83%(2)、

愛知県 96%(1)、三重県 80%(2)、滋賀県 75%(1)、京都府 56%(4)、大阪府 82%(3)、
兵庫県 96%(1)、岡山県 90%(1)、山口県 85%(2)、徳島県 80%(1)、香川県 90%(1)、
大分県 75%(2)、沖縄県 80%(3)

※上記以外の県は策定済み

3) 樋門等の定期点検

- 令和3年の下水道法改正により、河川等からの逆流を防止するために設けられた樋門又は樋管※（以下、「樋門等」という。）について、1年に1回以上の適切な頻度での点検が義務づけられている。
- 対象となる樋門等について、目視や遠隔からの作動状況の確認等の適切な方法及び適切な頻度で点検を実施するとともに、点検の結果、腐食や破損等の異状があることを把握したときは、必要な措置を講じ、樋門等を良好な状態に保つよう努められたい。

【樋門等の点検と点検記録の保存（1年に1回以上）】

【下水道法施行規則】

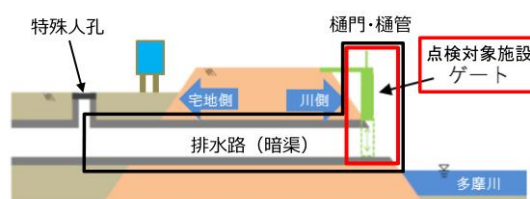
- 公共下水道又は流域下水道にかかる維持又は修繕の技術上の基準として、**「逆流を防止するために設けられた樋門等の点検（作動状況の確認を含む）を、1年に1回以上の適切な頻度で実施すること」。**
- 点検年月日、実施者氏名や樋門等の作動状況の確認結果を含め、**「点検記録として保存すること」。**

【下水道法施行令】

- 都市下水路の維持管理の基準（参酌基準）として、**「逆流を防止するために設けられた樋門等の点検を1年に1回以上行うこと」。**



<樋門の写真>



<樋門・樋管イメージ>

（出典）東京都：東京都豪雨対策アクションプラン（2020）（一部加筆）

【樋門・樋管の定義】

- 取水、排水等を目的として、堤防を横断する暗渠。
- 一般的には、堤内地への河川水などの逆流を防ぐゲートなどの設備を有している。
- 樋門と樋管の区別はあまり明瞭ではないが、通水断面が比較的大きいものを「樋門」、小さいものを「樋管」という。

4) 下水道BCP

- 国土交通省では、令和6年能登半島地震の被害を踏まえ、より実効性の高い下水道BCP（業務継続計画）に改善するため「下水道BCP策定マニュアル改訂検討委員会」を設置し、令和8年3月に「下水道BCP策定マニュアル 2025年度版（自然災害編）」（以下、「マニュアル」という。）として改訂を行った。また、マニュアルに加え、マニュアルの概要版や、今回改定のポイントなども示しているため、マニュアルを熟読することが望ましいですが、少なくとも概要版等を確認し、普段からしっかりと業務継続を意識して体制の構築に努めていただくようお願いする。
- 下水道管理者においては、マニュアルを参考に、上下水道一体の災害対応や受援を見据えた体制の整理などを踏まえた「下水道BCP」への改善を早期に行っていただくようお願いする。

【下水道BCP策定マニュアル 2025年度版（自然災害編）の改訂ポイント】

改訂の柱



上下水道一体で早期復旧

「**水が出て、水を使い、水を流せる**」ように、上下水道の機能を効率的かつ迅速に復旧させる方針を整備する。



「受援」体制の拡充

被災自治体の事前準備事項と、支援団体へ共有すべき内容を整理し、支援が早期に行き渡り、滞ることのない体制の拡充を図る。

ポイント

1. 上下水道一体の災害対応

- ✓ 上下水道の情報を一つの画面・図面（被災マップ等）で共有し、「**上下水道耐震化計画**」に基づく復旧の優先箇所・優先ルートや、水道・下水道の片方が使用できないところでの水利用の回復は、**時間・エリアの両面で有効であることの反映等**、対応の手順や方法を最適化
- ✓ 復旧の状況やスケジュールなど上下水道の復旧計画に関する情報を、被災自治体と支援自治体が一堂に会する場合、または共通データベースを通じて共有
- ✓ 上下水道一体で「水が出て、水が流せる」機能を早期に確保するため、本復旧の詳細調査よりも**応急復旧を優先とした手順の明確化**
- ✓ 道路管理者等の関連行政部局や地元業者等との連絡・指示体制、**支援体制の構築**（上下水道同一の自治体による支援、県外支援自治体と民間企業による一体的な支援）

2. 受援を見据えた体制の整理

- ✓ 被害状況から自力対応の可否を早期に見極め、迅速に支援を要請するための判断の目安を明確化
- ✓ 災害時の迅速な支援受け入れを実現するため、**処理場の防災拠点化**など受援体制に係る事前検討内容を拡充

3. 下水道BCPの継続改善と対応能力の向上

- ✓ BCPの運用見直しなど**BCM（業務継続管理）**の重要性を明確化
- ✓ 全庁BCPと連動させた実効性の強化
- ✓ 下水道BCPが機能して有効な対応ができるようにするため、耐震化等の施設整備を事前防災として着実に進めることの重要性を明確化

4. DX技術の活用

- ✓ 交通や通信障害に影響しない被災状況の把握手法
- ✓ デジタル技術を活用した情報共有の円滑化・効率化

5) 災害発生時における下水道施設の被害状況の報告

○「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(R4.9.16 事務連絡)のとおり、①震度5弱以上の地震が発生した場合、②風水害等により下水道施設に被害が発生した場合、速やかに報告を頂くこととしている。これらの報告については、昼夜を問わず、速やかに情報収集を行って対応頂くものであり、都道府県においては管内の市町村と緊密な連携の下に、引き続き、対応いただくようお願いする。

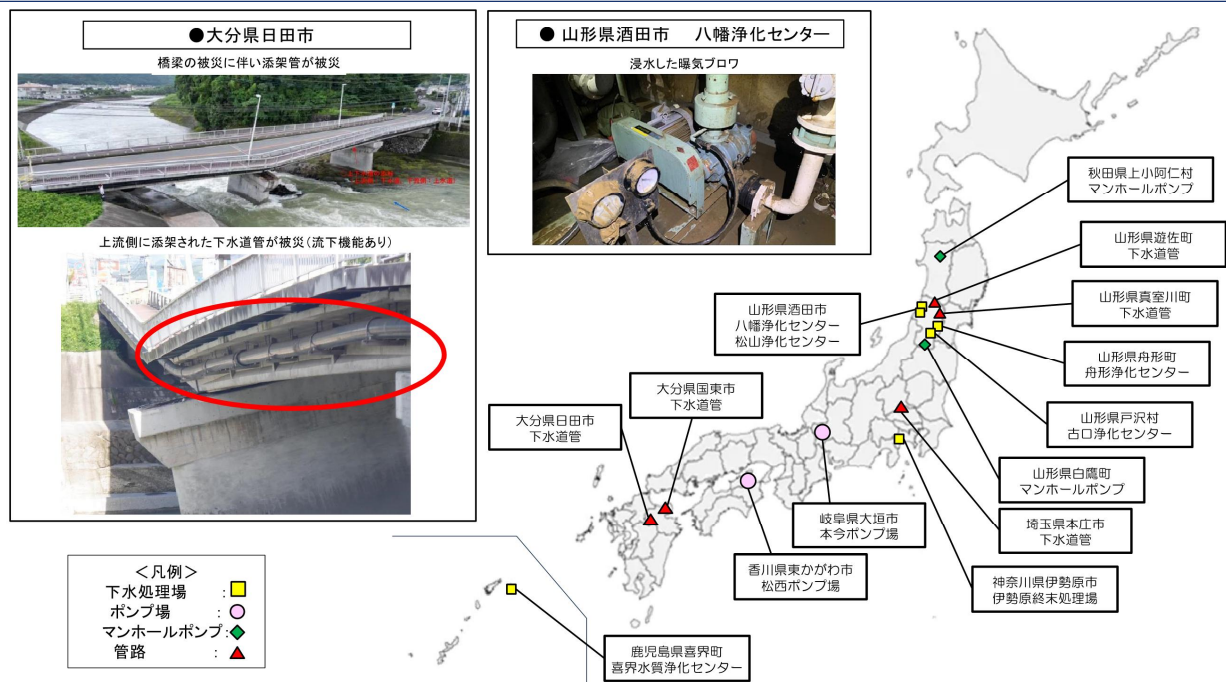
R4.9.16 事務連絡による修正部分

<施設被害 報告様式>
管路施設の記載例

都道府県名	市町村・流域等名	①総延長 (m)	②1次調査対象延長 (m) ※0次調査により1次調査の必要が認められた延長	③1次調査済み延長 (m)	④1次調査残延長 (m)	⑤1次調査完了予定日	⑥2次調査対象延長 (m) ※1次調査により2次調査の必要が認められた延長	⑦2次調査済み延長 (m) ※最終的には(⑦)=(⑥)	⑧2次調査開始日 (予定 or 確定) ※「予定」or「確定」の区分を明確にしてください	⑨2次調査完了予定日	⑩被災延長 (m)	※地震被害の2次調査完了後に記入してください。			
												⑪のうち、「重要な幹線等」で、被災前に新設化工事等により新設機能が確保されていた延長 (m)	⑫の内訳を、以下の分類に分けて延長を記入してください。 ・流下機能なし ・流下機能あり(設計流下能力なし)	⑬の要因となる破壊等の箇所について、過去に実施した対策対策の内容 (※複数選択可) A:マンホールと管きよの接続部 B:管きよと管きよの継手部 C:管きよ本体 D:マンホール本体 E:地盤改良	⑭に該当する対策がない場合に記入。
記載例	〇市	14,870.0	14,610.0	14,610.0	0.0	4/25	6,020.0	2,000.0	4/26 (確定)	5/16	3,000.0	100.0	-流下機能なし:30m -流下機能あり(設計流下能力なし):70m	C-D	

【令和6年度における主な下水道施設の被害と対応】

- 活発な梅雨前線や台風の影響により大雨となり、秋田県、山形県、埼玉県、神奈川県、岐阜県、香川県、大分県、鹿児島県において、下水道の施設被害が発生。
- 6箇所の下水処理場、2箇所のポンプ場、2箇所のマンホールポンプ浸水と5箇所の管路破損の被害が発生。
- 被災した下水道施設はすべて応急復旧や応急対応を実施済みであり、必要な機能を確保済み。



(3) 汚水処理施設の最適化について

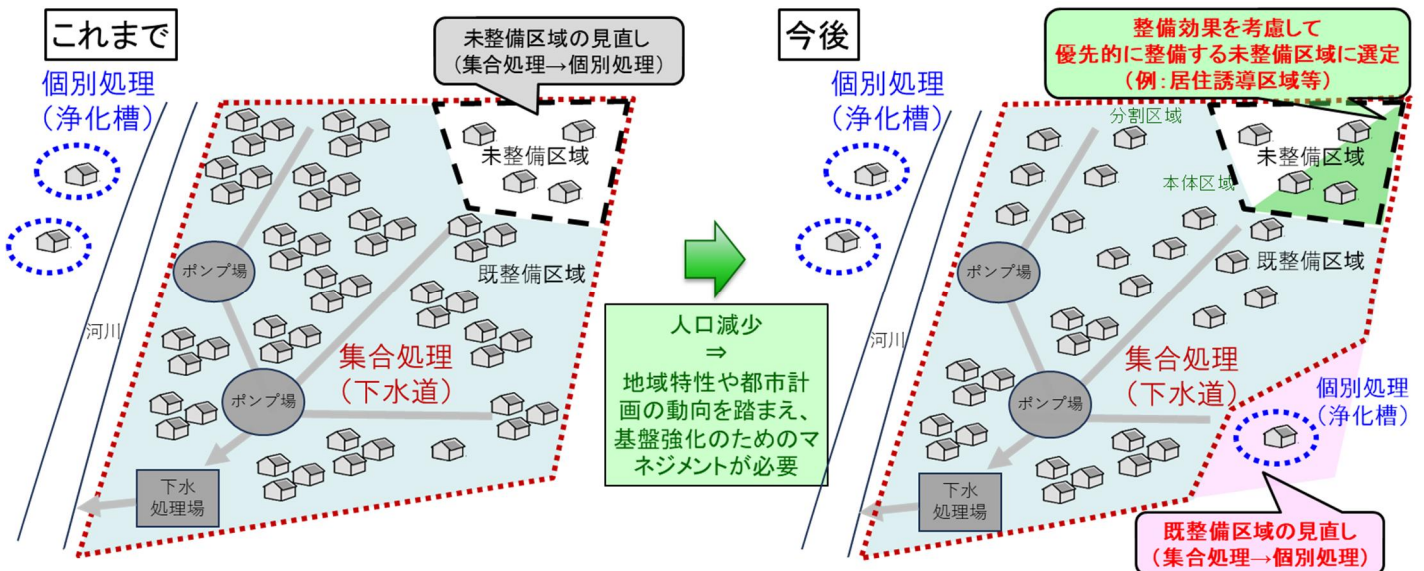
1) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置について

- 令和8年度に汚水処理の概成が見込まれるものの、約780万人が汚水処理を利用できない状況にあり、将来の人口動態や整備効果を十分に考慮しつつ今後整備を進める必要がある。
- 特に、下水道については、地域特性を踏まえつつ、将来の人口減少や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定して早期に整備することが求められる。
- また、持続可能な汚水処理の実現に向けた基盤強化を図ることを目指して、整備済み区域を対象にした見直しも重要であり、汚水処理施設（整備済み区域・整備予定区域）の最適化を行う必要がある。
- 国土交通省は、汚水処理の関係3省（農林水産省・環境省・総務省）と連携し、整備予定区域及び整備済み区域における汚水処理施設の最適化の方向性や具体的な方策などの検討を行うため、令和8年3月13日に「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に関する検討会」を設置し、令和8年秋頃にガイドラインを策定予定。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001054.html>

- 今後の下水道整備について、整備済み区域も含めた徹底的な見直しをお願いします。

【汚水処理施設（整備済み・整備予定区域）の最適化について】



1) -① 令和8年度の取組

・下水道から浄化槽転換に向けたモデル地域における検討支援

下水道整備済み区域における下水道から浄化槽への転換に向けて、令和7年度に引き続き、モデル地域を選定して、課題の抽出や解決方策・事業スキームの検討支援を行う予定。

・下水道から浄化槽転換に向けた財政支援

国土交通省では、令和7年度より、人口減少や災害復旧を踏まえた最適な汚水処理手法を選択できるよう、下水道整備済み区域において、経済性を考慮して下水道から浄化槽に転換する場合、下水道管の撤去等に必要な費用を支援対象に追加。

また、環境省では、令和8年度より、下水道から公共浄化槽へ転換する場合の設置等の費用に対する交付率のかさ上げ（1/3から1/2）を行っている。

1) -② 集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ&A

下水道整備済み区域における下水道から浄化槽への転換について、補助事業等により取得した下水道施設の撤去など、必要となる事務処理の概略を示した「集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ&A」を、令和8年3月に汚水処理の関係4省で取りまとめているので参考とされたい。

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000495.html>

1) -③ 取組事例

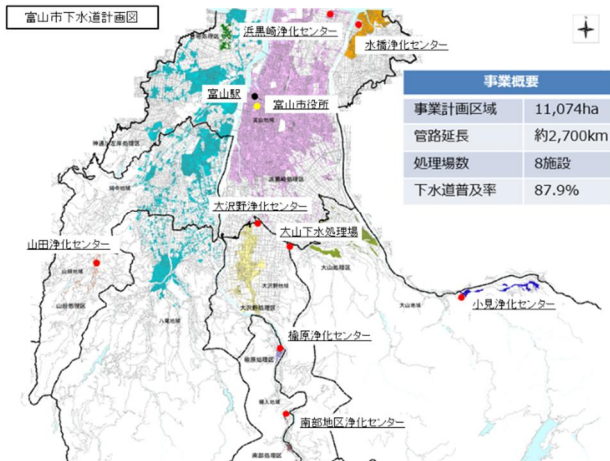
・富山県富山市における検討事例

富山市では、約2,700kmの下水道管路、8つの下水処理場という膨大なストックを抱えているが、人口減少が加速的に進行していくことに伴い、近い将来、膨大なストックを限られた料金改定や新技術導入などを含めた経営改善により維持していくことは現実的に困難な状況。

そのため、都市の構造に応じて整備済みである下水道区域の浄化槽区域への転換が不可欠。

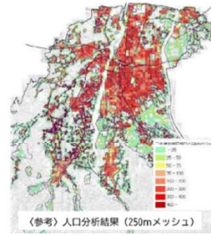
令和8年度より、将来の人口の空間分析や下水道使用量を想定しつつ、集合処理と個別処理について、経営の観点から事業の採算性を考慮した経済比較を行う予定。

■ 富山市下水道計画図



■ 縮小検討の方向性：従来の費用比較に加え下記の①～③の視点を追加し、多角的な視点による判断基準を検討

①人口の空間分析



②下水道使用量の分析



③経営の観点から事業採算性を検討



・静岡県南伊豆町における検討事例

南伊豆町では、漁業集落排水での維持管理と浄化槽への転換について費用比較を行い、浄化槽への転換を平成30年度に開始し、令和5年度に完了。

公共下水道においても、人口減少や施設老朽化に伴う維持管理費・改築更新費の増加が想定されることから、整備済みの下水道区域における浄化槽への転換に向けて検討を開始。

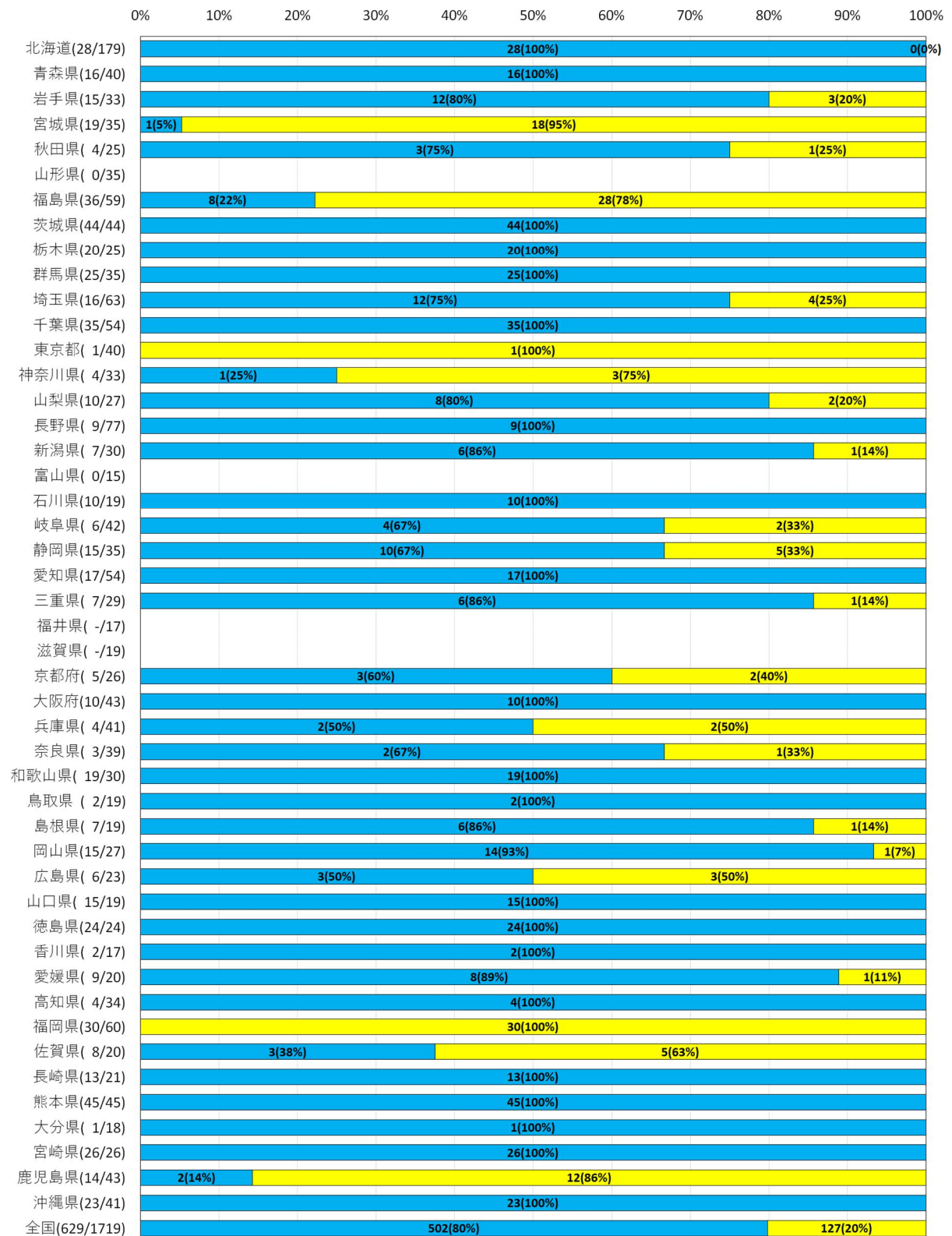
2) 10年概成(令和8年度概成)に向けたアクションプランの点検・見直しの状況について

- 令和8年度末までに、都道府県単位で汚水処理人口普及率95%以上の達成を目標。この目標達成に向けて、下水道管理者は、汚水処理手法の徹底的な見直しを図ったうえで、効率的に整備を実施。
- 令和5年度は、令和3年11月11日に発出した3省連名による事務連絡「汚水処理施設の10年概成に向けたアクションプランの点検・見直しについて(依頼)」のフォローアップを実施。アクションプランの点検については、令和3年度は10年概成の中間年度にあっていたことから、これまでの5年間の状況を振り返るとともに、今後5か年の汚水処理施設の整備について再確認を行うことを目的として令和3年度に点検を行い、その点検結果を踏まえ、令和5年度にアクションプランの見直し状況の把握(フォローアップ)を行った。
- 令和3年度の点検では、各都道府県において点検対象市町村を選定し、全国1719市町村の内、精査の結果964市町村(約56%)がアクションプランの点検を実施。点検を行った964市町村の内、精査の結果629市町村(約65%)がアクションプランの見直しを実施予定とされていた。
- 令和8年3月31日時点の見直し状況は、見直しを実施予定とされた629市町村の内、502市町村(約80%)で見直しを実施済み。

【※ 令和3年11月11日付事務連絡の内容】

- ・現時点でアクションプランに掲げた目標の達成が困難と考えられる市町村に対して、アクションプランの点検を依頼。
- ・また、アクションプランの点検を行った結果、その見直しが必要と判断された場合は、アクションプランの見直しを依頼。
- ・本事務連絡において、「アクションプランの見直しのポイント」として以下の通り提示。
 - ① 汚水処理施設の整備区域の設定・見直しにあたっては、最新の人口動向やまちづくりの状況、各種汚水処理施設の有する特性等を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案すること。
 - ② 今後5年間の事業量については、汚水処理の早期概成を目指し、これまでの5年間の汚水処理施設の整備状況（予算・普及率等）を踏まえた上で、適切に設定すること。
 - ③ 整備に長時間を要する地域については、既存の汚水処理施設の設置状況を勘案しつつ、早期に汚水処理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。
 - ④ 汚水処理の概成の加速化を図るため、集合処理区域（下水道区域等）にあつては、国土交通省の国庫補助制度「下水道整備推進重点化事業（社会資本整備総合交付金）」等の活用を検討すること。個別処理区域（合併処理浄化槽等）にあつては、汚水処理未普及人口解消の課題となっている単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、環境省の国庫助成（循環型社会形成推進交付金）の活用を検討すること。
 - ⑤ 令和2年4月に施行された改正浄化槽法において、浄化槽処理促進区域の指定制度や公共浄化槽制度等が創設されており、当該制度に基づく浄化槽整備の着実な実施について検討すること。

アクションプランの見直し結果（令和8年3月31日時点）



※(見直し実施予定の市町村数/全市町村数) ■見直しが完了した自治体数(割合) ■見直しが未完了の自治体数(割合)

2) -① 予算の重点化・拡充

- 平成30年度予算から、アクションプランに基づく未普及対策を重点配分の対象としている。
- 令和4年度予算では、下水道整備推進重点化事業を拡充。具体的には、下水道整備を加速化することによりアクションプランで定めた目標を達成可能な市町村を対象に、污水管に係る交付対象範囲を拡大。
- なお、これらは汚水処理施設整備が概成していない市町村に限定。

2) -② 官民連携事業の導入

- 未普及対策における官民連携事業の導入について、より実践的な検討手順等を示した「下水道未普及早期解消のための事業推進マニュアル(案)」など関係資料について、国土交通省上下水道HPにおいて掲載しているので参考とされたい。
<http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000546.html>
- DB 一括発注方式を採用した秋田県大館市の事例では、通常の発注方式（単年度、設計・施工単独）と比べ、事業費が1割程度削減されるとともに、事業期間が3割程度短縮できると試算している。
- 未普及対策における官民連携事業の事例は次表のとおり。

未普及対策における官民連携事業の事例（令和7年3月31日時点）

都道府県	市町村	官民連携事業の方式	事業者の選定方法	契約年度	工事着手年度	完了予定年度	備考
岩手県	久慈市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2017	2018	2021	完了済
秋田県	大館市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2017	2018	2022	完了済
山形県	鶴岡市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2020	2021	2025	
山形県	鶴岡市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2024	2025	2028	
福島県	会津坂下町	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2023	2026	
福島県	郡山市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2024	2025	2026	
千葉県	市川市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2020	2022	2025	
千葉県	市川市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2023	2025	2027	
神奈川県	葉山町	DB方式	公募型プロポーザル方式	2018	2019	2022	完了済
静岡県	伊豆の国市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2023	完了済
静岡県	伊豆の国市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2024	2024	2026	
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2016	2016	2018	完了済
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2017	2017	2019	完了済
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2019	2019	2021	完了済
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2021	2021	2024	
愛知県	豊田市	DB方式	総合評価一般競争入札方式	2023	2023	2025	
岐阜県	瑞穂市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2022	2026	
兵庫県	加古川市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2024	
島根県	浜田市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2023	2027	
佐賀県	鹿島市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2021	完了済※
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2019	2020	2023	完了済
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2021	2021	2025	※
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2022	2023	2026	
大分県	大分市	DB方式	公募型プロポーザル方式	2025	2025	2030	

※は民間活力イノベーション推進下水道事業を活用

2) -③ 下水道クイックプロジェクト

- 地方公共団体における厳しい財政状況や人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、早期かつ低コストで機動的な未普及解消のための新たな整備手法を検討するため、平成18年度から「下水道クイックプロジェクト」を創設し、14市町村において8つの技術の社会実験を実施。
- 令和6年3月までに、13の市町村で社会実験が完了し、8つの技術が広く普及を図る技術として一般化。
- 令和5年度においては、「工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）」を採用した北海道標茶町の技術を一般化することを目的として、令和6年3月に以下の技術利用ガイドを策定。
 - ・ 下水道クイックプロジェクト技術利用ガイド(案)～工場製作型極小規模処理施設（膜分離型）編～
- 下水道クイックプロジェクトの詳細や取組事例については、国土交通省上下水道HPにおいて公表しているので参考とされたい。
 - <<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/13719728/www.mlit.go.jp/crd/sewerage/mifukyu/index.htm>>
 - <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000796.html>

整備手法のコスト縮減事例

技術		コスト縮減事例	備考	
ク イ ッ ク ブ ロ ジ ェ ク ト 技 術	流動化処理土による施工	18%縮減	比較する従来工法には、軟弱地盤として路面沈下による舗装修繕費用を含む	
	クイック配管(露出配管、簡易被覆、側溝活用による施工)	12~82%縮減		
	道路線形に合わせた施工	17~21%縮減		
	改良型伏越しの連続採用	29~68%縮減	縮減率68%については、改良型伏越し採用によるルート変更の縮減効果も含む	
	発生土の管きよ基礎への応用	3%縮減		
	小規模処理施設	工場製作型極小規模処理施設(接触酸化型)	35~60%縮減	北海道苫前町は、個別処理と比較(60%縮減) 北海道安平町、遠軽町は、既存の別処理施設に移送する管渠及びポンプ施設を対象として比較(35~36%縮減)
		極小規模処理施設(PMBR)	16%縮減	PODと比較
工場製作型極小規模処理施設(膜分離型)		39%縮減	塘路終末処理場(膜分離活性汚泥法)と比較	

2) -④ 未普及対策の好事例集

○未普及対策をより一層推進するため、都道府県構想やアクションプランから好事例を抽出し、国土交通省上下水道HPに掲載している。

<<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001395022.pdf>>

(4) 広域連携の推進について

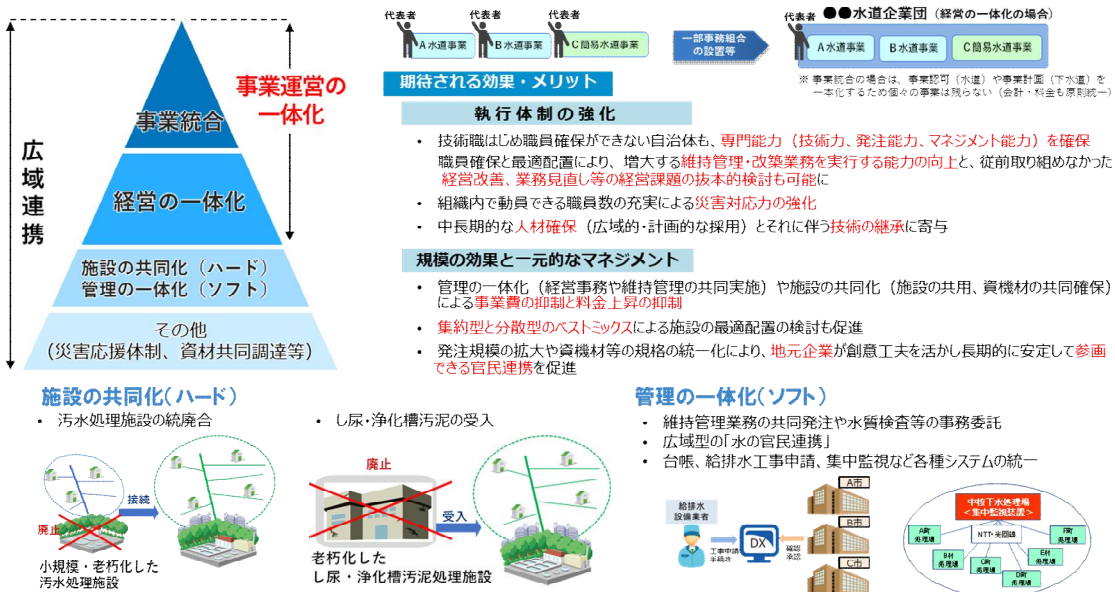
1) 広域連携の取組

- 国土交通省としては、令和4年度末までに全ての都道府県で策定された「広域化・共同化計画」に基づき、地方公共団体での広域連携の取組を推進。
 - 具体的な目標として、令和3年度から令和7年度までに、統廃合によって廃止される汚水処理施設（下水道、集落排水、コミュニティプラント）の数として300箇所を目標に設定し、令和6年度末時点で295箇所の統廃合が実施済。
 - 広域連携の更なる推進のため、汚水処理の関係4省が連携し、「広域化・共同化計画実施マニュアル」（令和6年4月）を策定。
 - 今後は、職員の減少や施設の老朽化等が著しく進行する中、持続的な下水道の実現に向けた基盤強化のため、複数自治体による事業運営の一体化に向けた取組が必要。
 - 国土交通省が設置した「上下水道政策の基本的なあり方検討会」の第1次とりまとめ・第2次とりまとめの公表資料を踏まえ、事業運営の一体化に関する方向性を確認するようお願いする。
 - また、広域連携における事業運営の一体化の方向性や具体的な方策などの検討を行うため、国土交通省は汚水処理の関係3省と連携し、令和8年3月13日に「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に関する検討会」を設置し、令和8年秋頃にガイドラインを策定予定。
- <https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001054.html>
- 各都道府県及び下水道管理者におかれては、マニュアルを活用し広域化・共同化計画に位置付けられた事業メニューを着実に実行するとともに、検討会の公表情報を注視し、令和8年秋頃に策定予定のガイドラインに基づき事業運営の一体化に向けた検討に取り組むようお願いする。

【上下水道の「複数自治体による事業運営の一体化」の推進】

- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、複数の自治体が一体となって上下水道事業の基盤である人員・施設・財源といった経営資源を管理し運営する**事業運営の一体化**（事業統合または経営の一体化）を特に推進する必要
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業者・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

事業運営の一体化（事業統合または経営の一体化）



2) 主な支援

① 令和8年度の取組

・下水道事業の広域連携の推進に向けたモデル地域における検討支援

下水道事業における広域連携の着実な実施に向けて、令和7年度に引き続き、モデル地域を選定して、広域連携における事業運営の一体化の実施に向け、課題の抽出と解決方策・事業スキームの検討支援を行い、得られた知見を令和8年秋頃策定予定のガイドラインでとりまとめ、全国に水平展開する予定。

・事業運営の一体化の推進に向けた財政支援

令和8年度より、2以上の自治体による汚水処理人口10万人以上の事業運営の一体化を支援するため、管渠の補助対象範囲を拡大し、事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援する個別補助事業を創設。

② 取組事例

・事業運営の一体化に向けた取組（福岡県北九州市・芦屋町）

福岡県北九州市・芦屋町では、両自治体による持続可能な下水道サービスの提供に向け、令和8年4月から、北九州市が芦屋町の汚水処理に関する公共下水道事業の主要事務（事業管理、施設の配置・改築、修繕・維持等の事実行為）を実施。

・下水道事業における広域化・共同化の事例集の公表

国土交通省では、広域連携の導入促進を図るため、平成30年8月に「下水道事業における広域化・共同化の事例集」を公表しており、令和6年度のモデル地域の支援の中で得られた知見を含めた事例や掲載していた事例の時点更新し、公表。引き続き、先進的な事例があれば随時追加していく予定。

〈https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000577.html〉

③ 「広域化・共同化計画実施マニュアル」の策定

国土交通省は、汚水処理関係3省と連携し、「広域化・共同化計画実施マニュアル」を令和6年4月に策定した。マニュアル記載内容の主なポイントは

- CAPDの4ステップを繰り返し、取組内容の拡大、高度化による広域化・共同化の深化を図る考え方を記載
- 都道府県を起点とした進捗管理の重要性を明記した上で、最低限行うべき進捗管理の方法・進捗管理表を明示
- 計画変更の考え方を記載
- 事業統合等の取組を汚水処理事業で実施する場合の論点を整理し記載
- 広域化・共同化の各種取組の事業化フローを示し、事業を進める上での留意事項を整理し記載

(5) 下水道工事等の適切な執行について

1) 働き方改革・生産性向上

ア 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）

平成26年に、品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定した（「担い手3法」）。この「担い手3法」の施行により、予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、ダンピング対策の強化など、5年間で様々な成果が見られた。

また、働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正等の新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実するため、令和元年に「新・担い手3法」として、品確法と建設業法・入契法が一体的に改正された。

しかしながら、厳しい就労条件を背景に、依然として就業者の減少が著しく、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、現場の担い手の確保に向けた対策を強化することが急務である。これらの課題に対応し、持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保を目的とし、令和6年に「第三次・担い手3法」として、品確法と建設業法・入契法が改正された。

これらの改正を踏まえ、発注体制や地域の実情に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に執行いただきたい。

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、**担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化**を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工物品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費への しわ寄せ防止)	<ul style="list-style-type: none"> ●スライド条項の適切な活用（変更契約） 	<ul style="list-style-type: none"> ●資材高騰分等の転嫁円滑化 <ul style="list-style-type: none"> - 契約書記載事項 - 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】 	<ul style="list-style-type: none"> ●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		<ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域 建設業等 の維持	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入） 	（参考） ◇公共工物品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注 体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】 	

なお、国土交通省ではこれまで進めてきた i-Construction の取組を深化し、更なる抜本的な建設現場の省人化対策を「i-Construction 2.0」とし、デジタル技術を最大限活用し、建設現場のあらゆる生産プロセスのオートメーション化に取り組み、今よりも少ない人数で、安全に、できる限り屋内など快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現することを目指している。

新技術の活用等による生産性向上

新技術の活用・脱炭素化の推進（発注者、国・特殊法人・地方公共団体）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（発注者等の責務）

第七条（略）

十四 公共工事等の監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たっては、積極的な情報通信技術の活用を図るとともに、必要に応じて、発注者及び受注者以外の者であって専門的な知識又は技術を有するものによる、工事等が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

4 発注者は、発注者及び受注者の負担の軽減に資するよう、発注関係事務の実施に関し、情報通信技術の活用等に努めなければならない。

7 国、特殊法人等及び地方公共団体は、公共工事の目的物の維持管理を行うに際しては、当該目的物の備えるべき品質が将来にわたり確保されるよう、維持管理の担い手の中長期的な育成及び確保並びに生産性の向上に配慮しつつ、情報通信技術の活用等により、当該目的物について、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施するよう努めなければならない。この場合において、当該目的物の維持管理を広域的又は包括的に行うときは、必要な連携体制の構築に努めなければならない。

（基本理念、発注）

■背景

持続可能な建設業に向け、働き方改革に加え、新技術の活用によるさらなる生産性向上が急務。

■改正品確法 本文（抜粋）

（基本理念）

第三条

12 公共工事の品質確保に当たっては、新たな技術を活用した資材、機械、工法等の採用が公共工事の品質の向上に及ぼす効果が適切に評価されること等により、新たな技術の活用が価格のみを理由として妨げられることのないように配慮されなければならない。

（発注者等の責務）

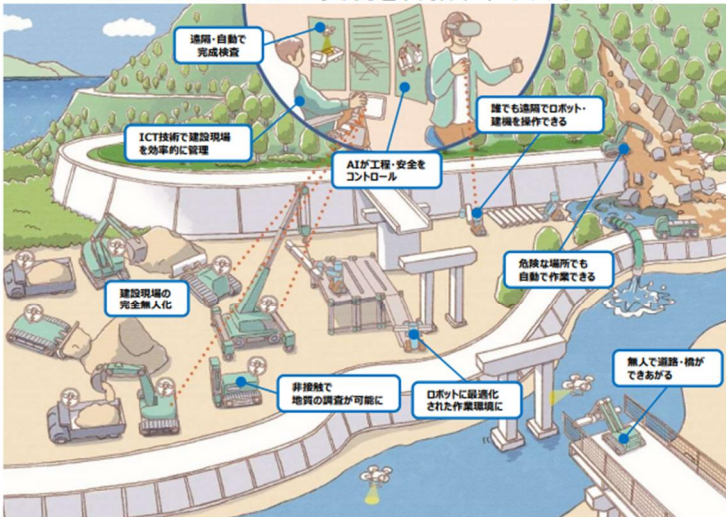
第七条（略）

二 価格に加え、工期、安全性、生産性、脱炭素化に対する寄与の程度その他の要素を考慮して総合的に価値の最も高い資材、機械、工法等（新たな技術を活用した資材、機械、工法等を含む。第六号において「総合的に価値の最も高い資材等」という。）を採用するに当たっては、これに必要な費用を適切に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

六 公共工事等の発注に関し、経済性に配慮しつつ、総合的に価値の最も高い資材等を採用するよう努めること。

- 建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionは、2040年度までの建設現場のオートメーション化の実現に向け、i-Construction 2.0として取組を深化。
- デジタル技術を最大限活用し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場を実現。
- 建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける。

i-Construction 2.0で実現を目指す社会(イメージ)



第5期技術基本計画を基に一部修正

i-Construction 2.0: 建設現場のオートメーション化に向けた取組
(インフラDXアクションプランの建設現場における取組)

i-Construction 2.0
で2040年度までに
実現する目標

省人化

- ・人口減少下においても持続可能なインフラ整備・維持管理ができる体制を目指す。
- ・2040年度までに少なくとも省人化3割、すなわち生産性1.5倍を目指す。

安全確保

- ・建設現場の死亡事故を削減。

働き方改革・新3K

- ・屋外作業のリモート化・オフサイト化。

3

i-Construction 2.0が目指す目標

1 省人化 (生産性の向上)

生産年齢人口が2割減少することが予測されている2040年度までに、
建設現場において、少なくとも省人化3割、すなわち1.5倍の生産性向上を実現

2 安全確保

建設現場での人的被害が生じるリスクを限りなく低減し、人的被害の削減を目指す

3 働き方改革と多様な人材の確保

快適な環境下での作業など、働く環境の大幅な改善を目指す


時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方や、これまで以上に多様な人材が活躍できる場の創出を目指す

4 給与がよく、休暇が取れ、希望がもてる建設業の実現



建設現場で働く一人ひとりの生産量や付加価値を向上し、国民生活や経済活動の基盤となるインフラを守り続ける

7

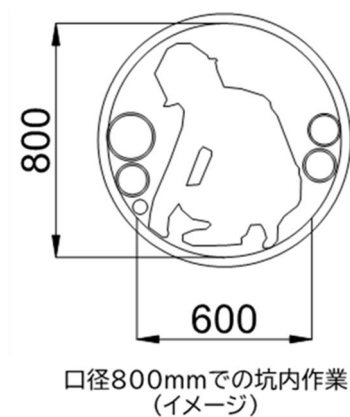
<p>1. 施工のオートメーション化</p> <p>・建設機械のデータ共有基盤の整備や安全ルールの策定など自動施工の環境整備を進めるとともに、遠隔施工の普及拡大やAIの活用などにより施工を自動化</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">環境整備</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">施工データ共有 基盤整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自動施工における 安全ルール策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">自律施工 技術基盤OPERA</div> </div> </div> </div>
<p>2. データ連携のオートメーション化（デジタル化・ペーパーレス化）</p> <p>・BIM/CIMなど、デジタルデータの後工程への活用 ・現場データの活用による書類削減・監理の高度化、検査の効率化</p> 
<p>3. 施工管理のオートメーション化（リモート化・オフサイト化）</p> <p>・リモートでの施工管理・監督検査により省人化を推進 ・有用な新技術等を活用により現場作業の効率化を推進 ・プレキャストの活用の推進</p>



建設現場のオートメーション化を実現

イ 下水道管坑内作業環境の改善

- ・坑内労務基準が 600mm から 800mm へ変更された通達から約 50 年が経過。
 ※「下水道整備工事、電気通信施設建設工事等における労働災害防止について」（S50.4.7 基発第 204 号）
- ・一方、昔に比べ人の体格も大きくなっていることや機械化の進展など、環境は大きく変化していることから、坑内作業環境を改善していく必要がある。
- ・坑内労務基準は、建設工事や管更生工事、清掃・調査業務など、様々な作業分野に影響。
- ・国交省としては、坑内作業について、極力、人が立ち入らなくても行えるようにすることを目指し、まずは最小入坑管径について、業界団体と連携しながら、拡大を図っていくこととした。
- ・今後、作業員の安全確保や現場の担い手確保のため、新技術や DX などを活用し、坑内作業環境の改善を図っていく。



2) 下水道事業の執行

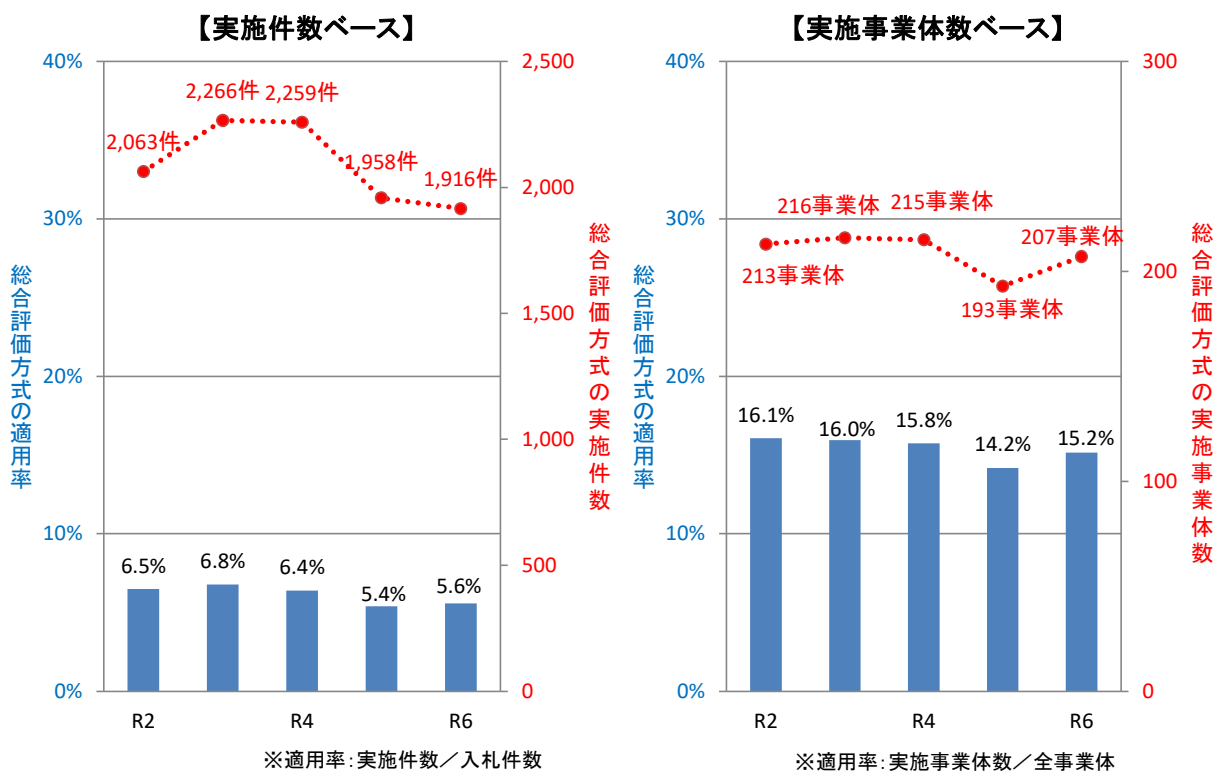
令和7年度補正予算および令和8年度当初予算の執行に当たっては、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、円滑かつ適切な執行をお願いします。なお、技能労働者の適正な賃金水準の確保に向けた新労務単価の早期活用、適正な工期設定と必要経費の確保、法定福利費等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導等を行うなど、必要な措置を適切に実施いただきたい。

ア 入札及び契約の適正化

ア) 多様な入札契約の選択・活用

工事及び業務の発注においては、令和7年2月に改正した「発注関係事務の運用に関する指針」（詳細は国土交通省大臣官房技術調査課 HP 参照）及び自らの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせて適用するよう努められたい。

なお、総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するために、品確法に位置づけられた落札者の決定方法であり、インフラの長寿命化や耐災害性などの観点から、より優れた技術などを評価項目に設定するなどして調達を行うことも有効である。



下水道事業における総合評価方式の取り組み状況（工事）令和6年度実績

資料) 国土交通省上下水道審議官グループ調べ

<主な契約方式>

契約方式		概要
事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式	工事、業務のみを発注する方式	確定した仕様により、施工や設計のみを発注する方式
	設計・施工一括発注方式（DB方式）	構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
	詳細設計付工事発注方式	構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）	設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で、工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）
	維持管理付工事発注方式	施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式
	設計・施工・維持管理一括発注方式（DBO方式）	設計と施工を一括して発注することに加え、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する方式
工事の発注単位に応じた契約方式	包括発注方式	既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式
	複数年契約方式	継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり、一つの契約により発注する方式
発注者の支援対象範囲に応じた契約方式	CM方式	対象事業のうち、工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式
	事業促進PPP方式	調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）

<特定者又は落札者の選定方法>

選択方法	工事（落札者）	業務（特定者又は落札者）
価格競争方式	発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式	
総合評価落札方式	技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式	事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務
技術提案・交渉方式	技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式	
段階的選抜方式	競争に参加しようとする者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式	
プロポーサル方式		内容が技術的に高度な業務や専門的な技術が要求される業務、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であ

		って、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務
コンペ方式		対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

イ) 適正な予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、工事の品質確保の担い手が中長期的に育成及び確保されるために、工事を施工する者が適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計図書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適正な積算の実施に努められたい。

なお、令和7年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価 (https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html) が決定されているので、参考とされたい。

ウ) ダンピング対策の強化、予定価格等の事後公表

① ダンピング対策の強化

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の問題につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。

② 予定価格等の事後公表

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設企業が受注する事態が生じるなど、建設企業の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることに鑑み、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とするようお願いする。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表を取りやめる等の適切な対応を行うようお願いする。

⑨ 予定価格の公表時期

		令和7年度調査					
		団体数	全案件事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	事後公表・事前公表併用	原則非公表
国		19	17 (89.5%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
特殊法人等		120	112 (93.3%)	0 (0.0%)	3 (2.5%)	2 (1.7%)	3 (2.5%)
地方公共団体	都道府県	47	18 (38.3%)	13 (27.7%)	0 (0.0%)	16 (34.0%)	0 (0.0%)
	指定都市	20	7 (35.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	9 (45.0%)	0 (0.0%)
	市区町村	1,721	656 (38.1%)	656 (38.1%)	70 (4.1%)	301 (17.5%)	38 (2.2%)
合計		1,927	810 (42.0%)	673 (34.9%)	74 (3.8%)	328 (17.0%)	42 (2.2%)

※回答対象：全ての団体

		(参考) 令和6年度調査					
		団体数	全案件事後公表	全案件事前公表	全案件非公表	事後公表・事前公表併用	原則非公表
国		19	17 (89.5%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)	0 (0.0%)	1 (5.3%)
特殊法人等		121	115 (95.0%)	0 (0.0%)	2 (1.7%)	2 (1.7%)	2 (1.7%)
地方公共団体	都道府県	47	18 (38.3%)	13 (27.7%)	0 (0.0%)	16 (34.0%)	0 (0.0%)
	指定都市	20	6 (30.0%)	4 (20.0%)	0 (0.0%)	10 (50.0%)	0 (0.0%)
	市区町村	1,721	654 (38.0%)	649 (37.7%)	73 (4.2%)	303 (17.6%)	42 (2.4%)
合計		1,928	810 (42.0%)	666 (34.5%)	76 (3.9%)	331 (17.2%)	45 (2.3%)

⑩ 予定価格の積算内訳の公表

		令和7年度調査			(参考) 令和6年度調査		
		団体数	公表	非公表	団体数	公表	非公表
国		19	7 (36.8%)	12 (63.2%)	19	7 (36.8%)	12 (63.2%)
特殊法人等		120	60 (50.0%)	60 (50.0%)	121	63 (52.1%)	58 (47.9%)
地方公共団体	都道府県	47	38 (80.9%)	9 (19.1%)	47	37 (78.7%)	10 (21.3%)
	指定都市	20	17 (85.0%)	3 (15.0%)	20	17 (85.0%)	3 (15.0%)
	市区町村	1,721	232 (13.5%)	1,489 (86.5%)	1,721	224 (13.0%)	1,497 (87.0%)
合計		1,927	354 (18.4%)	1,573 (81.6%)	1,928	348 (18.0%)	1,580 (82.0%)

※回答対象：全ての団体

予定価格等の公表時期について

令和7年度における公共工事の発注者による入札契約の適正化を図るための取組の実施状況

(令和7年6月1日付、国土交通省、総務省、財務省)より抜粋

調査対象機関：国19機関、特殊法人等120法人

地方公共団体(47都道府県 20指定都市1,721市区町村)

調査対象時点：令和7年6月1日現在

エ) 設計変更・契約変更等の適切な実施

設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合などにおいて必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。

特に、様々な条件変更等に関し、発注者と受注者の間で、対等の立場から、誠実かつ丁寧な協議・意思疎通に努めていただきたい。

オ) 適正な工期設定

「工期に関する基準」（令和6年3月中央建設業審議会決定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることをできない罰則付きの時間外労働の上限規制の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工事を通じた週休2日のみならず、月単位等での週休2日の実現に向け、対応を充実するよう努めること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。なお、すべての下水道工事において反映可能。

また、国土交通省直轄工事においては、週休2日工事の取組状況等を踏まえ、週休2日の取得に要する費用の計上等による試行は完了とし、今後は費用計上等を実施しないこととしているが、各地方公共団体においては、週休2日の確保・定着等の必要性に鑑み、各団体における実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上すること等、引き続き適切な対応に努めることを周知しているため、下水道事業においても適切に対応すること。

カ) 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがある。

また、今般、公正取引委員会による「独占禁止法上の「優先的地位の濫用」に関する緊急調査」の結果において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあると示されている。

このため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月

の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。

- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事における使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。

○最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

○工期の設定に当たっては、資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずること。

○今後契約する工事については、契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）を設定するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

また、機械・電気設備工事の機器費についてもスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。なお、スライド額の算出には、特別調査、見積り、物価指数の変動率の活用などがある。

キ) その他

①工事一時中止

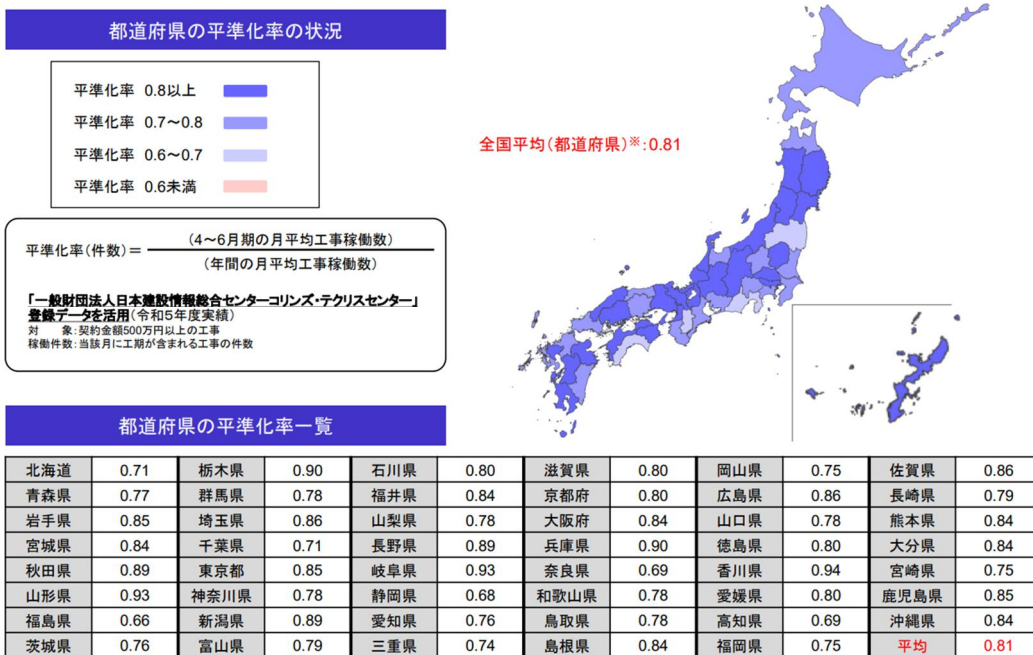
工事発注において、工事用地の確保や占用事業者等協議などの関係機関協議を調べ、適正な工事を確保し発注を行う事が基本であるが、受注者の責に帰すことが出来ない事由により施工が出来ないと認められる場合には、発注者は工事の全部または一部の中止を速やかに書面で命じなければならない。

一時中止の指示を行っていない場合、現場管理費等の増加や配置技術者の専任への障害が生じるといった指摘があり、適切な対応を行うようお願いする。また、土木・建築工事の不調不落・工程遅れ等の事由により、関連する機械・電気設備工事にて製作した機器類の工場保管などが生じる事態を防ぐために、土木・建築工事の工程を確認の上、機械電気工事を発注する等、適切な対応をお願いする。

②施工時期の平準化

施工時期の平準化については、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずること。

平準化率の状況（都道府県）



2

国土交通省 HP 「地方公共団体における平準化の状況」令和7年3月より

イ 工事実施に当たっての留意点

ア) 前金払い等支払いの適正化

前払い金制度の適切な運用、支払い手続きの迅速化

イ) 監理技術者制度等の適正な運用

監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、工事現場への専任は要しない場合があるため、「監理技術者制度運用マニュアル」（最終改正 令和7年1月28日）の3(3) 監理技術者等の専任期間を参照し適切な対応をとること。

ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

ウ) 建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（平成26年2月）」により、

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができることとされ、工事現場の相互の間隔が緩和されているので注意されたい。なお、この通知により「東日本大震災の被災地における「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」の運用について（平成25年9月）」は、廃止されている。

また、現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について、平成22年7月の標準約款の改正により、現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定（標準約款第10条第3項）が追加されたことを踏まえ、引き続き適切に運用するようお願いする。

【関連通知文書等】

- 「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」
（令和7年4月）
- 「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定等について」
（令和5年3月）
- 「公共工事の円滑な施工確保について」
（令和7年12月）
- 「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」
（令和7年12月）
- 「監理技術者制度運用マニュアルの改定」
（令和7年1月）
- 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの改定」
（令和8年1月）
- 「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更等について」
（令和4年6月）
- 「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」
（令和6年12月）
- 「令和6年度国土交通省所管事業の執行について」
（令和7年4月）
- 「公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について」
（令和4年4月）
- 「法定福利費の適切な支払いのための取組について（参考）」
（令和4年4月）
- 「下水道機械・電気設備工事における「予定価格に占める法定福利費概算額」の算定について」
（令和4年3月）
- 「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法の改定について」
（令和3年2月）
- 「発注関係事務の運用に関する指針」
（令和7年2月）
- 「下水道工事における一括下請負の禁止について」
（平成28年11月）
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における条件明示の考え方（案）」
（平成23年3月）
- 「下水道施設の機械・電気設備工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」
（平成22年6月）

3) 品質確保等に資する資格などの活用

ア 設計者等の資格について

設計又は工事の監督管理や維持管理を行う者の資格については、下水道法施行令を遵守されるようお願いする。

イ 業種区分の考え方について

建設業の許可は業種別に行うこととなっており、「建設業許可事務ガイドラインについて」（最終改正 令和7年2月1日国不建第161号）に業種区分の考え方が示されているので確認されたい。

【参考】「建設業許可事務ガイドラインについて」抜粋

2. 許認可業種区分の考え方について

(8) 管工事

上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

ウ 国土交通大臣登録資格について

公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、技術士等の国家資格に加え、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国土交通省が民間資格を登録する制度を運用しているところ。下水道分野においても5つの資格が登録されており、技術士等の国家資格や国土交通大臣登録資格を活用し、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に努めていただきたい。

<参考>

- ・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿」については、次の URL に掲載されている。

(<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001983861.pdf> (令和8年2月27日時点))

対象施設分野	対象業務	対象技術者	資格の名称	所管団体
下水道管路施設	点検・診断	管理技術者	下水道管路管理主任技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
	点検	担当技術者	下水道管路管理専門技士 調査部門	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	RCCM (下水道)	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	管更生技士 (下水道)	一般社団法人 日本管更生技術協会
下水道	計画・調査・設計	管理技術者	下水道管路管理総合技士	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会

エ その他

各種発注者支援データベース等の活用をお願いする。また、推進工事の専門的で高度な

技能、技術を評価している推進工事技士資格（（公社）日本推進技術協会）や産業洗浄技能士（厚労省認定国家資格）の活用や、「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドラインー2026年版ー（公社）日本下水道協会」に記載されている、管路施設更生工事の施工管理に関する資格の活用等により品質確保に努めていただきたい。

<参考> 令和6年度資格者制度の活用状況

計 151

計 22

下水道管路管理技士		総合評価方式 における加点 「有」	
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
北海道	函館市	北海道	札幌市
北海道	旭川市	宮城県	村田町
北海道	恵庭市	宮城県	美里町
北海道	本別町	山形県	
青森県	弘前市	福島県	福島市
青森県	藤崎町	千葉県	八街市
青森県	おいらせ町	東京都	武蔵野市
岩手県	盛岡市	神奈川県	清川村
岩手県	北上市	山梨県	甲府市
岩手県	一関市	静岡県	静岡市
岩手県	釜石市	静岡県	富士市
宮城県	多賀城市	静岡県	裾野市
宮城県	村田町	愛知県	豊橋市
秋田県	大館市	愛知県	津島市
山形県	鶴岡市	京都府	京都市
山形県	新庄市	大阪府	守口市
山形県	東根市	岡山県	矢掛町
山形県	舟形町	広島県	広島市
山形県		山口県	宇部市
福島県	会津若松市	佐賀県	鳥栖市
福島県	北塩原村	熊本県	玉名市
茨城県	水戸市	宮城県	日向市
茨城県	つくば市		
茨城県	鹿嶋市		
茨城県	かすみがうら市		
茨城県	つくばみらい市		
茨城県	大洗町		
茨城県	取手地方広域下水道組合		
栃木県	さくら市		
群馬県	前橋市		
群馬県	高崎市		
群馬県	太田市		
群馬県	富岡市		
埼玉県	川越市		
埼玉県	川口市		
埼玉県	狭山市		
埼玉県	蕨市		
埼玉県	北本市		
埼玉県	八潮市		
千葉県	四街道市		
千葉県	八街市		
千葉県	印西市		
千葉県	白井市		
東京都	立川市		
東京都	武蔵野市		
東京都	府中市		
東京都	町田市		
東京都	日野市		
東京都	福生市		
東京都	羽村市		
神奈川県			
神奈川県	相模原市		
神奈川県	平塚市		
神奈川県	藤沢市		
神奈川県	茅ヶ崎市		
神奈川県	大和市		
神奈川県	海老名市		
神奈川県	座間市		
神奈川県	寒川町		
新潟県	糸魚川市		
富山県	南砺市		
石川県	金沢市		
石川県	志賀町		
福井県	福井市		
山梨県	富士川町		
長野県	長野市		
長野県	上田市		
岐阜県	恵那市		
静岡県	熱海市		
静岡県	三島市		
静岡県	富士宮市		
静岡県	富士市		
静岡県	裾野市		
静岡県	函南町		
静岡県	長泉町		
愛知県	一宮市		
愛知県	豊川市		
愛知県	蒲郡市		
三重県	四日市市		
三重県	名張市		
三重県	いなべ市		
三重県	東員町		
滋賀県	大津市		
滋賀県	長浜市		
京都府	京都市		
京都府	宇治市		
京都府	宮津市		
京都府	城陽市		
京都府	久御山町		
大阪府	堺市		
大阪府	高槻市		
大阪府	守口市		
大阪府	枚方市		
大阪府	茨木市		
大阪府	富田林市		
大阪府	東大阪市		
大阪府	四條畷市		
兵庫県	明石市		
兵庫県	西宮市		
兵庫県	芦屋市		

下水道管路管理技士		総合評価方式 における加点 「有」	
入札参加条件 「有」		総合評価方式 における加点 「有」	
兵庫県	伊丹市		
兵庫県	加東市		
兵庫県	播磨高原広域事務組合		
兵庫県	神戸市		
奈良県	大和郡山市		
奈良県	橿原市		
奈良県	宇陀市		
和歌山県	有田川町		
鳥取県	鳥取市		
島根県			
島根県	松江市		
島根県	出雲市		
岡山県	岡山市		
岡山県	井原市		
広島県	広島市		
広島県	呉市		
広島県	福山市		
広島県	大竹市		
広島県	府中町		
山口県	下松市		
徳島県	徳島市		
香川県	高松市		
愛媛県	西条市		
愛媛県	四国中央市		
愛媛県	伊方町		
高知県			
高知県	高知市		
高知県	香美市		
福岡県	福岡市		
福岡県	大牟田市		
福岡県	飯塚市		
福岡県	宗像市		
福岡県	那珂川市		
福岡県	芦屋町		
福岡県	苅田町		
福岡県	佐賀市		
佐賀県	鳥栖市		
佐賀県	佐世保市		
長崎県	大村市		
熊本県	熊本市		
熊本県	玉名市		
熊本県	山鹿市		
熊本県	長洲町		
熊本県	御船町		
熊本県	益城町		
熊本県	苓北町		
大分県	別府市		
宮崎県	日向市		
鹿児島県	鹿児島市		
沖縄県	那覇市		
沖縄県	宜野湾市		

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和7年度）集計結果より

計 38

計 17

推進工事技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
山形県 新庄市	北海道 札幌市
山形県 東根市	宮城県 美里町
茨城県 かすみがうら市	宮城県 船橋市
千葉県 柏市	千葉県 柏市
神奈川県 横浜市	神奈川県 清川村
新潟県 燕市	新潟県 燕市
富山県 高岡市	静岡県 静岡市
石川県 志賀町	静岡県 袋井市
福井県 福井市	静岡県 裾野市
福井県 敦賀市	静岡県 湖西市
静岡県 浜松市	愛知県 津島市
静岡県 袋井市	岡山県 矢掛町
静岡県 裾野市	広島県 東広島市
三重県 鈴鹿市	山口県 下関市
三重県 名張市	山口県 宇部市
三重県 三重郡菟野町	福岡県 北九州市
京都府 宇治市	福岡県 大牟田市
奈良県 斑鳩町	
和歌山県 和歌山市	
和歌山県 橋本市	
和歌山県 紀の川市	
和歌山県 有田川町	
島根県 益田市	
島根県 江津市	
岡山県 岡山市	
広島県 東広島市	
山口県 宇部市	
徳島県 鳴門市	
徳島県 海陽町	
徳島県 松茂町	
徳島県 板野町	
高知県 高知市	
福岡県 福岡市	
福岡県 大牟田市	
福岡県 久留米市	
福岡県 刈田町	
福岡県 唐津市	
長崎県 長崎市	

計 9

計 6

産業洗浄技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
山形県 鶴岡市	宮城県 美里町
茨城県 かすみがうら市	神奈川県 平塚市
神奈川県 横浜市	神奈川県 清川村
神奈川県 川崎市	静岡県 裾野市
静岡県 富士宮市	愛知県 津島市
静岡県 裾野市	岡山県 矢掛町
静岡県 伊豆市	
福岡県 苅田町	
沖縄県 那覇市	

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和7年度）集計結果より

計 100

計 21

計 80

計 16

下水道管路更生管理技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
北海道 函館市	北海道 札幌市
北海道 恵庭市	宮城県 村田町
青森県 弘前市	宮城県 美里町
青森県 藤崎町	山形県 天童市
岩手県 盛岡市	東京都 武蔵野市
岩手県 釜石市	東京都 狛江市
宮城県 多賀城市	神奈川県 清川村
宮城県 村田町	新潟県 津南町
秋田県 秋田市	山梨県 甲府市
山形県 鶴岡市	長野県 諏訪湖流域下水道事務所
山形県 天童市	静岡県 静岡市
山形県 東根市	静岡県 富士市
福島県 会津若松市	静岡県 裾野市
茨城県 水戸市	愛知県 豊橋市
茨城県 つくば市	愛知県 津島市
茨城県 鹿嶋市	大阪府 守口市
茨城県 かすみがうら市	岡山県 矢掛町
茨城県 取手地方広域下水道組合	広島県 広島市
群馬県 前橋市	山口県 宇部市
群馬県 高崎市	佐賀県 鳥栖市
群馬県 太田市	熊本県 玉名市
埼玉県 川越市	
埼玉県 川口市	
埼玉県 狭山市	
埼玉県 蕨市	
埼玉県 八潮市	
千葉県 東金市	
千葉県 四街道市	
東京都 武蔵野市	
東京都 府中市	
東京都 町田市	
東京都 日野市	
東京都 福生市	
東京都 狛江市	
神奈川県 相模原市	
神奈川県 平塚市	
神奈川県 茅ヶ崎市	
神奈川県 海老名市	
富山県 高岡市	
福井県 福井市	
長野県 長野市	
長野県 上田市	
長野県 飯田市	
長野県 茅野市	
静岡県 熱海市	
静岡県 三島市	
静岡県 富士市	
静岡県 裾野市	
愛知県 岡崎市	
愛知県 一宮市	
愛知県 豊川市	
愛知県 豊田市	
愛知県 安城市	
三重県 四日市市	
三重県 いなべ市	
京都府 宇治市	
京都府 久御山町	
大阪府 堺市	
大阪府 高槻市	
大阪府 守口市	
大阪府 茨木市	
大阪府 箕面市	
大阪府 高石市	
大阪府 東大阪市	
兵庫県 西宮市	
兵庫県 芦屋市	
兵庫県 宝塚市	
兵庫県 神戸市	
奈良県 大和郡山市	
奈良県 河合町	
鳥取県 鳥取市	
鳥根県 松江市	
岡山県 岡山市	
広島県 広島市	
広島県 呉市	
広島県 福山市	
広島県 大竹市	
広島県 府中町	
徳島県 徳島市	
愛媛県 四国中央市	
高知県 高知市	
高知県 香美市	
福岡県 北九州市	
福岡県 福岡市	
福岡県 大牟田市	
福岡県 飯塚市	
福岡県 福津市	
福岡県 那珂川市	
福岡県 芦屋町	
福岡県 荻田町	
佐賀県 佐賀市	
佐賀県 鳥栖市	
長崎県 大村市	
熊本県 熊本市	
熊本県 玉名市	
熊本県 山鹿市	
熊本県 御船町	
熊本県 益城町	
大分県 大分市	
大分県 別府市	
鹿児島県 鹿児島市	

下水道管きよ更生施工管理技士	
入札参加条件 「有」	総合評価方式 における加点 「有」
北海道 函館市	宮城県 村田町
青森県 藤崎町	宮城県 美里町
岩手県 盛岡市	神奈川県 清川村
岩手県 釜石市	山梨県 甲府市
宮城県 村田町	長野県 諏訪湖流域下水道事務所
山形県 東根市	静岡県 静岡市
茨城県 水戸市	静岡県 富士市
茨城県 つくば市	静岡県 裾野市
茨城県 鹿嶋市	愛知県 豊橋市
茨城県 かすみがうら市	愛知県 津島市
茨城県 取手地方広域下水道組合	大阪府 守口市
群馬県 前橋市	岡山県 矢掛町
群馬県 高崎市	広島県 広島市
群馬県 太田市	山口県 宇部市
埼玉県 川越市	佐賀県 鳥栖市
埼玉県 川口市	熊本県 玉名市
埼玉県 狭山市	
埼玉県 蕨市	
埼玉県 八潮市	
千葉県 東金市	
千葉県 四街道市	
東京都 武蔵野市	
東京都 府中市	
東京都 町田市	
東京都 日野市	
東京都 福生市	
東京都 狛江市	
神奈川県 相模原市	
神奈川県 平塚市	
神奈川県 茅ヶ崎市	
神奈川県 海老名市	
富山県 高岡市	
福井県 福井市	
長野県 長野市	
長野県 上田市	
長野県 飯田市	
長野県 茅野市	
静岡県 熱海市	
静岡県 三島市	
静岡県 富士市	
静岡県 裾野市	
愛知県 岡崎市	
愛知県 一宮市	
愛知県 豊川市	
愛知県 豊田市	
愛知県 安城市	
三重県 四日市市	
三重県 いなべ市	
京都府 宇治市	
京都府 久御山町	
大阪府 堺市	
大阪府 高槻市	
大阪府 守口市	
大阪府 茨木市	
大阪府 箕面市	
大阪府 高石市	
大阪府 東大阪市	
兵庫県 西宮市	
兵庫県 芦屋市	
兵庫県 宝塚市	
兵庫県 神戸市	
奈良県 大和郡山市	
奈良県 河合町	
鳥取県 鳥取市	
鳥根県 松江市	
岡山県 岡山市	
広島県 広島市	
広島県 呉市	
広島県 福山市	
広島県 大竹市	
広島県 府中町	
徳島県 徳島市	
愛媛県 四国中央市	
高知県 高知市	
高知県 香美市	
福岡県 北九州市	
福岡県 福岡市	
福岡県 大牟田市	
福岡県 飯塚市	
福岡県 福津市	
福岡県 那珂川市	
福岡県 芦屋町	
福岡県 荻田町	
佐賀県 佐賀市	
佐賀県 鳥栖市	
長崎県 大村市	
熊本県 熊本市	
熊本県 玉名市	
熊本県 山鹿市	
熊本県 御船町	
熊本県 益城町	
大分県 大分市	
大分県 別府市	
鹿児島県 鹿児島市	

※「下水道事業における調達に関するアンケート」（令和7年度）集計結果より

4) 下水道事業の積算等（下水道用設計標準歩掛表）

ア 積算に関する検討体制

地方公共団体における下水道事業の円滑な事業運営の一助として、『下水道用設計標準歩掛表』を作成・発行している。作成・発行までの流れとしては、地方公共団体からの要望や現場の施工実態などから、標準歩掛の新規制定・改定が必要と判断した場合には、上下水道審議官グループから「下水道用歩掛検討委員会（以下、歩掛検討委員会）」に検討を指示している。

歩掛検討委員会では、専門の歩掛検討小委員会（以下、小委員会）において、標準歩掛の使用機械や適用範囲など具体的な検討を行っている。小委員会は、事務局である上下水道審議官グループ・下水道協会、および委員である政令指定都市などにより構成されている。

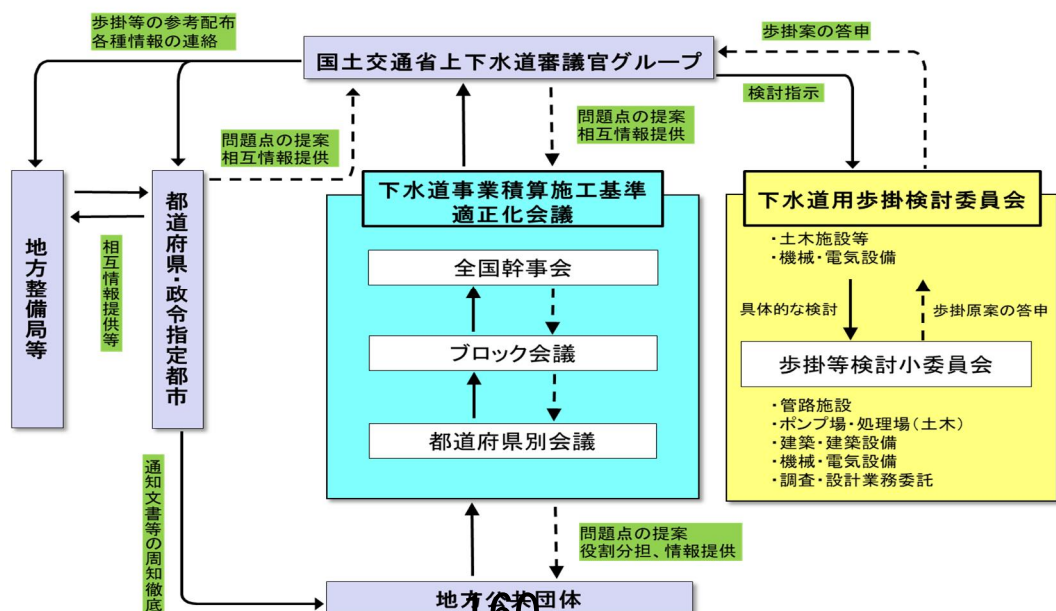
小委員会における検討の結果、標準歩掛の新規制定や改定などが必要と判断された場合には、歩掛検討委員会における審議を経て、上下水道審議官グループに歩掛案が答申され、確認した後、上下水道審議官グループから各地方公共団体などに参考送付・情報提供している。

『下水道用設計標準歩掛表』の作成・発刊にあたっては、地方公共団体の声を反映するため、下水道事業積算施工基準適正化会議（以下、適正化会議）などを活用し、積算施工基準に関する課題、標準歩掛に関する適用範囲や新規制定の要望について意見交換・議論を行い、その結果を踏まえて、標準歩掛の適正化を図っていることから、各地方公共団体等におかれては、適正化会議において、積極的に要望等を挙げていただきたい。

また、各地方公共団体等発注の工事を対象に行う施工実態調査（歩掛、諸経費等）は各種積算基準の基礎資料となることから、業者への調査協力の呼びかけなど、御協力をお願いします。あわせて、調査内容については必要に応じて各地方公共団体等から業者へヒアリングによる内容確認をお願いします。

なお、『下水道用設計標準歩掛表』は（公社）日本下水道協会において発行・販売されている。

下水道事業積算施工基準適正化会議 構造図



イ 令和8年度版の主な改定内容

ア) 下水道用設計標準歩掛表

○第1巻 管路編

〔管路施設〕

- 管きょ工（小口径推進）のうち低耐荷力圧入工、低耐荷力オーガ推進工、低耐荷力泥土圧推進工を改定。
経緯：施工合理化調査の結果等から、使用建設機械に変化が見られたため。
- 国土交通省工事工種体系ツリーを参考として、本工事費内訳を改定。

○第2巻 ポンプ場・処理場編

〔土木〕

- ・ 国土交通省工事工種体系ツリーを参考として、本工事費内訳を改定。〔機械設備〕
 - 機器等据付工のうち第6類を改定。
経緯：施工合理化調査の結果等から、施工歩掛に変化が見られたため。

〔電気設備〕

- 一般管理費等率を改定。
経緯：最新の本社経費の実態を反映したため。

〔建築・建築設備〕

- 「公共建築工事内訳書標準書式」を参考に、「V 設計書の記載例」に記載されている各明細書の項目名等の名称を改定。
-

○第3巻 設計委託編

- 実施設計業務及び耐震診断業務に係る耐震計算に関する文言を改定。
- 実施設計業務に係る温度ひび割れに関する文言を改定。
-

令和8年度の主な改定内容について紹介したが、詳細については[上下水道審議官グループのHP](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html)（新旧対照表を掲載）や今後発刊される下水道用設計標準歩掛表にて確認していただきたい。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html

5) 会計検査の状況

ア 令和7年度決算検査報告に向けた主な検査状況【国土交通検査第3課】

- 気候変動を踏まえた水災害の激甚化・頻発化対策の実施状況について
- 添架水管橋の耐震性（6年度検査報告）のフォローアップについて

イ 近年の主な指摘事項（下水道関連）

会計検査院の指摘があった場合、交付金等の返納や所要の安全度を確保するための手直し工事の実施、関係省庁がその是正措置として事務連絡等を発出するなどの対応が求められる。この場合、対応の進捗状況の確認や、事務連絡等に基づく対策等が地方公共団体で実施されているかなど会計検査院のフォローアップ調査が行われることから、留意が必要である。

ア) 令和6年度決算報告

- 上下水道事業における水管橋の耐震対策について

添架形式の水管橋（以下、「添架水管橋」という）の設計に当たって、上下水道管を添架する橋りょうについて、耐震性が確保されているか確認していないなどのため添架水管橋の耐震性が確保されていないおそれがある事例、及び耐震性が確保されていないおそれがあることを把握したにもかかわらず、添架水管橋を想定被災箇所を含めた応急対策を策定していない事例等が指摘されている。**施設の安全性に関する事項であるため、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2025年版」（公益社団法人日本下水道協会）等を改めて確認し、下水道管理者としての責任を意識して、確実に対応を行うよう**お願いします。（令和7年9月26日付事務連絡「上下水道事業における水管橋の耐震対策について」参照）

また、上下水道事業者等の添架水管橋の耐震化状況等の調査では、上下水道管と道路橋の両方が耐震化された添架水管橋の割合は約18%と低い状況であったため、地震発生時にも上下水道機能が確保できるよう、上下水道事業における添架水管橋の耐震対策を推進するとともに、当面の措置として、耐震性のない添架水管橋を被害想定に含む応急対策等を策定するようお願いします。（令和7年9月26日付事務連絡「添架水管橋の耐震化状況の調査について」、令和8年3月25日付事務連絡「添架水管橋の耐震化状況の調査結果を踏まえた応急対策等の策定について」参照）

イ) 令和4年度決算報告

○下水道管路施設の老朽化対策の実施について

下水道法等に基づく点検の実施について、腐食するおそれが大きい下水道管路施設を適切に把握していなかったり、腐食するおそれが大きい下水道管路施設の点検を行っていなかったり、点検等の結果を記録し保存していなかったこと、また、緊急度Ⅰと判定された下水道管路施設について、判定後5年以上修繕等を行っていなかったことなどの事態について改善の必要があると指摘されている。**施設の安全性に関する事項かつ法令遵守事項であるため、下水道法等の規定を改めて確認し、下水道管理者としての責任を意識して、確実に対応を行うよう**お願いします。（令和5年9月20日付事務連絡「下水道管路施設の老朽化対策の実施について」参照）

ウ) 令和元年度（平成31年度）決算報告

○下水道管渠の更生工事の積算における更生工法の選定及び更生材料の単価決定について

経済的に優位な更生工法を選定した上で更生材料費の積算を行う必要があるにもかかわらず、適用可能な複数の更生工法に係る材料単価の見積りの平均価格により積算を行っていたこと、また、更生材料費の調達価格が土木積算基準等に定めた基準額以上であるにもかかわらず、特別調査を行うことなく、材料単価の見積りにより決定していた事態について改善の必要があると指摘されている。基準等に基づき特別調査を活用し市場価格の把握をするなど適切な積算を行うようお願いします。（令和2年8月4日付事務連絡「下水道管渠の更生工事の積算における更生工法の選定及び更生材料の単価決定について」参照）

エ) 平成30年度決算報告

○下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について

事業を行う上で支障となる通信線、配水管等の移設に要する費用を補償する際、移設に必要な費用から既存施設の財産価値の減耗分を控除するなどして補償費を算出することとなっている。この補償費の算定に当たり、既存施設の財産価値の減耗分の算定を誤っていたり、処分利益額を控除していなかったりなどしていたため補償費が過大となっていたもの。移設に係る補償費の算定については、公共補償基準等に基づいた適切な対応をお願い

する。（令和元年 11 月 13 日付事務連絡「下水道整備事業の実施における水道管等の移設補償費の算定について」参照）

※過去の事例については会計検査院 HP を参照ください。<http://report.jbaudit.go.jp/index.html>

《重要1》

令和7年度は、墜落・転落（3件）、土砂崩壊（2件）、一酸化炭素中毒の疑い（1件）、交通事故（1件）、飛来・落下（1件）による計8件の死亡事故が発生した。各自治体においては、「下水道セーフティネット」における事故データベースや死亡事故が発生した際に発出する「下水道工事における安全対策の徹底について」を活用し、元請け業者及び下請け業者等の安全意識の向上を促すよう、注意喚起を徹底いただきたい。

《重要2》

以下に該当する下水道工事事故が発生した場合には、必ず当日中に速やかに本省・地方整備局等へ第一報を連絡すること。（その際は既定の報告様式は不要。）

- 死亡または死亡に至る恐れのある重大事故
- 罹災者が複数人に及ぶ大規模な事故（硫化水素中毒等も含む）
- 第三者（民間人）が絡む人身事故
- ガス管に損傷を与えた物損事故
- 上記のほかメディアで報道される又は報道発表が必要となる重大事故

※上記に該当しないことが明らかな下水道工事事故で、休業4日以上となる事故が発生した場合も速やかに報告すること（遅くとも3日以内）

※土日祝日の事故も本省・地方整備局等の緊急連絡先へ報告すること

○ポイント

過去に発生した事故事例等を踏まえ、事故の再発防止を徹底するため、以下について改めて管内の各自治体へ周知し、元請け業者や下請け業者も含め適切な対応に努めていただきたい。また発注者においても、工事等における危険性を改めて認識するとともに、人命を第一に考えた適切な安全対策の指導をすることにより、事故の未然防止に努めていただくようお願いする。

- ・埼玉県行田市で発生した死亡事故を受け「下水道管路等内作業における安全確保の徹底について」（令和7年8月）を発出している。こちらを参考に換気や転落防止などの作業者の基本的な安全確保対策を徹底すること。
- ・硫化水素ガスの発生や一酸化炭素中毒の恐れのある既設管路内の工事等は、「下水道管きょ内作業の安全管理に関する中間報告書」（平成14年4月）を参考に安全対策を徹底すること。
- ・下水道工事事故が発生した場合は、「下水道工事事故報告要領の改定について」（H30.4.2事務連絡）のとおり、事故原因、再発防止策の報告を徹底すること。

1) 安全対策等について

1 下水道工事の安全対策について（注意喚起及び事故報告の徹底）

下水道工事の安全対策については、これまでの全国下水道主管課長会議や下水道セーフティネット等で事故の未然防止に努めていただくようお願いしている。

令和7年度においては、計8件の死亡事故が発生し、その都度、死亡事故に関する事故概要や再発防止策をとりまとめた事務連絡「下水道工事における安全対策の徹底について」を全国に発出し、注意喚起を行った。

〔留意事項〕

○下水道事故情報データベースの公開について

報告された事故原因や再発防止策は、事業主体において安全対策を検討するための基礎資料として広く活用できるように、国土交通省上下水道 HP の「下水道セーフティネット」において事故データベースを掲載し事業主体に共有している。各自治体におかれては、これらの過去の事故データから得られる教訓を安全管理にフィードバックし、安全対策を継続的に改善するようお願いする。

事故データベース

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

○事務連絡「下水道工事における安全対策の徹底」について

死亡事故が発生した場合は、国土交通省から自治体への個別ヒアリング等を行い、事故原因や再発防止策の確認を行った上で事務連絡を発出している。1回目の事務連絡は事故発生後1週間程度を目途に死亡事故の概要を、2回目の事務連絡は事故発生後1ヶ月程度を目途に事故原因や再発防止策を周知しており、死亡事故が発生した自治体におかれては、速やかに詳細な情報を提供いただくようお願いする。

2 掘削・埋戻し作業における安全管理の徹底について

令和7年度は、土砂崩壊による人身事故が6件（うち死亡事故2件）発生した。

死亡事故の1例目は、雨水管渠撤去新設工事中、既設雨水管撤去のため、アルミ矢板を用いた土留め作業を実施していたところ背面土砂が崩壊し、掘削構内にいた作業員が土砂の下敷きとなり、救助隊により救出・搬送されたが、その後死亡が確認されたものである。

2例目は、下水道管布設工事において、作業員1名が矢板設置前の掘削箇所（掘削深2.5m、幅0.91m）に侵入したところ、側面の土砂が崩壊し下敷きとなり、救急隊により救出・搬送送されましたが、その後死亡が確認されたものである。

また、土砂崩壊事故6件のうち5件が深さ1.5m以上において土留め支保工による安全措置が講じられていない中で発生した事故となっている。掘削・埋戻し作業における事故は、令和6年度の8件（うち死亡事故2件）に引き続いて発生しており、下水道工事において慢性的に発生している状況である。

各下水道管理者におかれては、深さ1.5m以上は土留め支保工を確実に設置し、1.5m未滿であっても、地山の転石や路盤等の状態をよく確認し、危険が予測される場合は確実に土留め支保工の設置を行った上で作業していただくようお願いする。

3 管内作業の安全性確保の徹底について

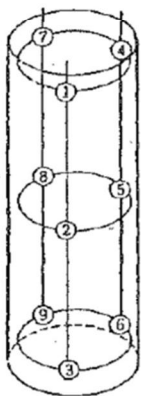
令和7年8月2日に埼玉県行田市において、下水道管路の点検実施中に、作業にあっていた1名がマンホール内に転落し、救出しようとした他の作業員3名も相次いで転落する事故が発生。作業従事者全員が救助されたものの搬送先で全員の死亡が確認された事故が発生した。

本事案は、同年1月28日に埼玉県八潮市において発生した、硫化水素によって腐食した下水道管路の破損に起因する道路陥没を受けて、国土交通省の要請を受けて実施した、大規模下水道管路を対象とした全国特別重点調査の中で発生したものである。

事故発生を踏まえ、上下水道企画課管理企画指導室、下水道事業課事業マネジメント推進室連名で事務連絡「下水道管路等内作業における安全確保の徹底について」（令和7年8月）を発出した。各管理者におかれては、換気や転落防止などの作業員の基本的な安全確保対策の徹底に関して委託事業者への指導・監督などが適切に講じられるよう周知するとともに、命を守るために留意すべきポイントをわかりやすく解説したリーフレットを作成し、作業に従事する方に携行していただくなど活用をお願いしたところである。

管路作業での酸素欠乏症・硫化水素中毒を絶対に防ぐ ～作業従事者の命を守るために、特に留意すべきこと～

(令和7年8月4日版)



測定点の例

- 作業開始前、作業中、再入孔する前に、原則として垂直、水平方向にそれぞれ3点以上測定点を設けること
- 作業場所に下水や汚泥が堆積している場合は、外部から攪拌して水中の硫化水素を空气中に放出してから濃度測定を実施すること
- 外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入孔させること
- 作業場所では、酸素濃度を18%以上、かつ硫化水素濃度を10ppm以下に保つように常時換気すること
- 作業中は常時警報付き測定器具によるガス検知を行い、異常を感知したら直ちに退避できる体制を整えること
- 酸素欠乏症等にかかって墜落する恐れのある時は、高さ2m以内であっても墜落制止用器具を使用すること

出典：下水道維持管理指針（総論編、マネジメント編）・2014年版

作業員が酸素欠乏症等を発症した場合は、無理せず、消防に通報し救出を委ねること

2) 工事事務報告について

国土交通省では、更なる安全対策の取り組みを推進するために、下水道工事の特性を踏まえた分析、安全対策を検討していくこととしており、そのために必要な事故データの蓄積を目的として、平成30年4月に「下水道工事事務報告要領」を改定しているため、本要領に定めた手順による報告の徹底をお願いします。また、報告の際には死亡事故を含めた全ての事故について、事故原因の分析を行い、具体的な再発防止策までを確実に報告するようお願いします。

なお、ガス事業者以外の者が行う建設工事等において、ガス管を損傷するなどの事故が毎年発生していることを受け、経済産業省産業保安グループガス安全室より、令和8年3月3日付通知「建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）」において、ガス管損傷事故の未然防止を徹底するよう協力依頼があった。これを踏まえ、令和8年3月9日下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡「下水道工事におけるガス管損傷事故の防止について（依頼）」を发出了。ガス管を損傷する等の事故については、ガス漏れ等により重大事故につながる恐れがあるため、引き続き、全てのガス管損傷事故について、「下水道工事事務報告要領」における所定の様式により国土交通省へ速やかに報告するようお願いします。

また、工事事務以外にも下水道に関する事故（維持管理事故や道路陥没事故）が発生した場合の情報連絡体制は以下のとおりである。

事故分類および事故発生時の情報連絡体制について

工事事務

下水道工事に関連する死亡事故および負傷事故

維持管理事故

下水道施設の維持管理に関連する人身事故及び水質等事故

道路陥没事故

下水道施設が起因する道路陥没に関連する事故

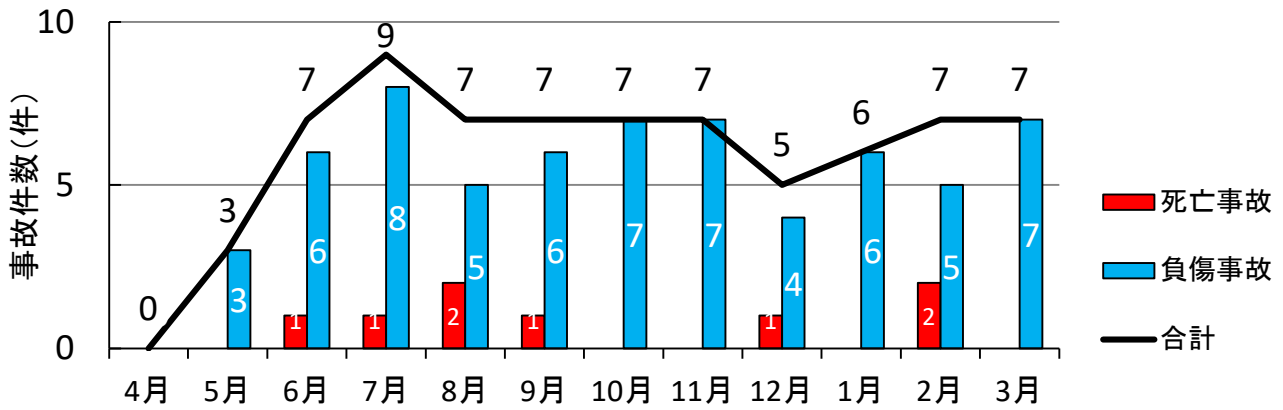
【報告先】

○下水道事業課
事業マネジメント推進室
石川 課長補佐
ishikawa-t2pp@mlit.go.jp
田中 再構築担当係長
tanaka-y2an@mlit.go.jp
椿野 研修員
tsubakino-s2m8@mlit.go.jp

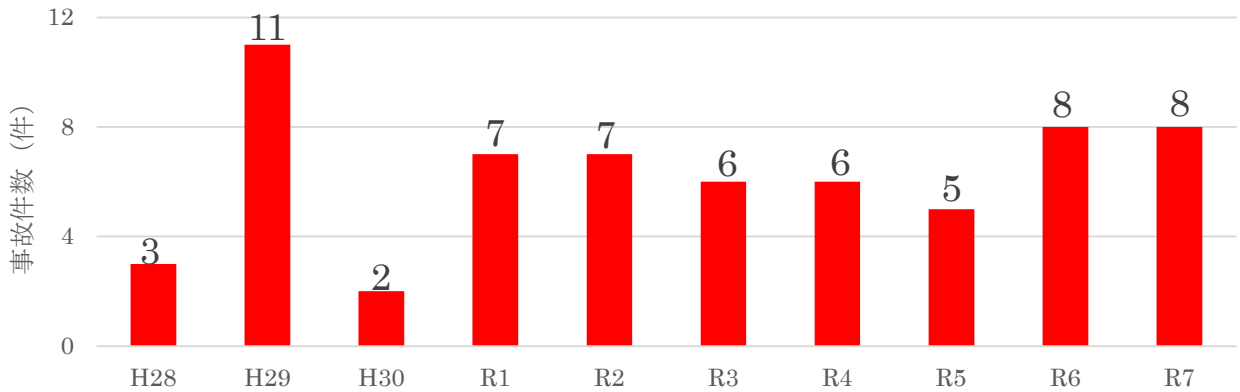
○上下水道企画課
管理企画指導室
平野 企画専門官
hirano-h2ia@mlit.go.jp
大内 指導係長
oouchi-m8310@mlit.go.jp

○下水道事業課
事業マネジメント推進室
石川 課長補佐
ishikawa-t2pp@mlit.go.jp
松尾 資産管理課係長
matsuo-s2mi@mlit.go.jp

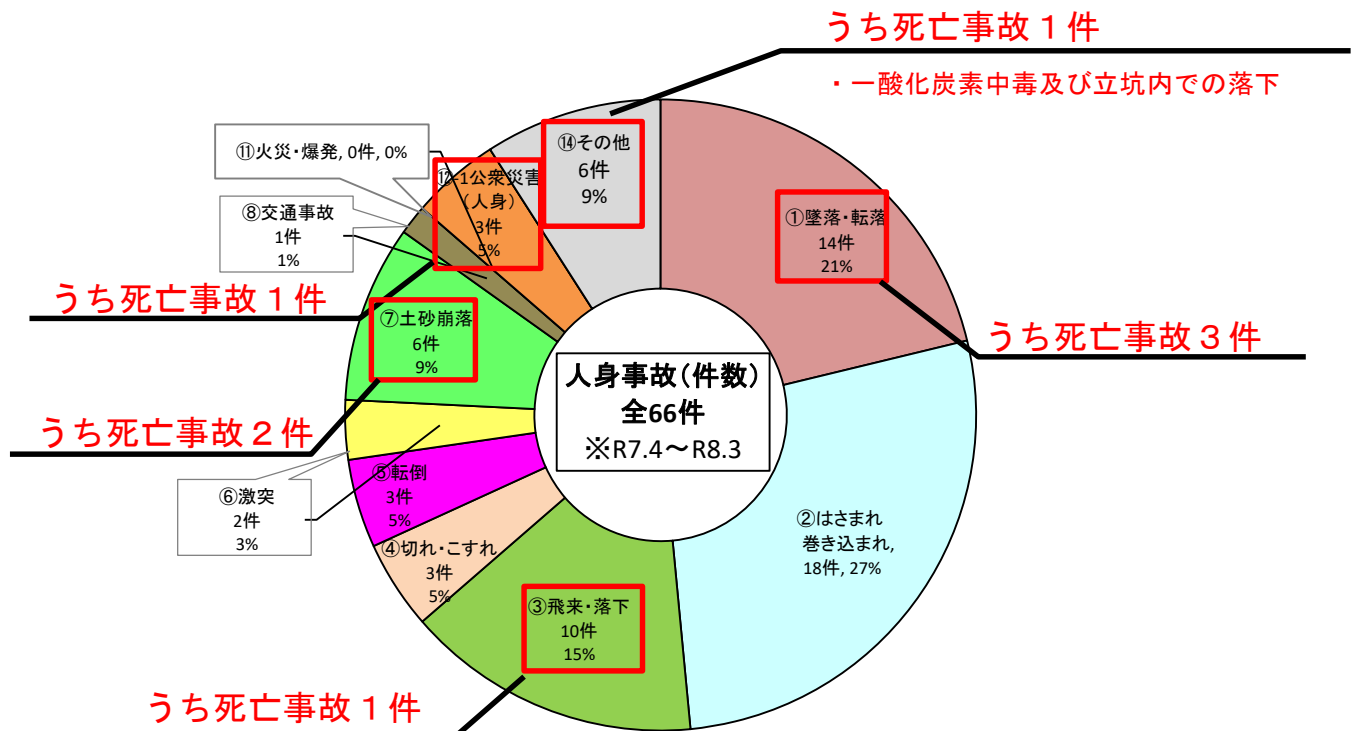
○令和7年度に国土交通省へ報告のあった工事事故件数（人身事故）



○直近10年間の死亡事故件数



○発生事故要因別事故件数



- 下水道汚水本管の施工中、誘導作業の休憩中に路側の擁壁上（高さ0.6m程度）に腰掛けていた状態から立ち上がろうとして、後方崖に転落、通報を受けた救急隊により救助・緊急搬送されたが、死亡が確認された。

国土交通省

下水道工事における転落事故 (R7.9.30 広島県廿日市市)

■発生日時： 令和7年9月30日(火) 午後3時00分頃
■発生場所： 広島県廿日市市八坂一丁目 地内
■報道： なし
■工事概要： 下水道汚水本管新設及び取付管設置工事 一式

【位置図】



【事故発生状況】

- 下水道汚水本管の施工中、誘導作業の休憩中に路側の擁壁上（高さ0.6m程度）に腰掛けていた状態から立ち上がろうとして、後方崖に転落した。
- 目撃した材料運搬運転手が現場代理人へ報告、現地確認と同時に救急へ連絡。通報を受けた救急隊により救助・緊急搬送されたが、死亡が確認された。

【現況図】



【配置図】



【状況写真】



「飛来・落下による死亡事故」

- 汚泥処理施設の撤去工事において、作業員1名が解体中の建物の地下に入った後（重機は停止中）、上部から崩落したコンクリート塊が頭に当たったとみられる状態で発見され、救急搬送されたが、その後死亡が確認された。

国土交通省

下水道施設解体工事における落下物による事故

■発生日： 令和8年2月10日(火)
■発生場所： 大阪府豊中市原田西町
■工事概要： 汚泥処理施設撤去工
■事故内容： 1・2系汚泥処理施設の解体工事において、事故の直前に別の作業員に地下に入る旨を声掛けを行い、作業員1名が解体中の建物の地下に入った(重機は停止中)。戻りが遅いと感じた別の作業員が確認すると、地下で、作業員が倒れているのを発見した。上部から崩落したコンクリート塊が頭に当たったものとみられ、救急搬送されたが、その後死亡が確認された。

■第三者損害： なし
■報道： あり

【断面図】



【平面図】



【状況写真】



地上部 バックホウ掘削機
 地下部 落下したコンクリート塊
 電気室 地下1F (GL-約4m)

「土砂崩壊による死亡事故」

- 雨水管渠撤去新設工事中、既設雨水管撤去のため、アルミ矢板を用いた土留め作業を実施していたところ背面土砂が崩壊し、掘削構内にいた作業員が土砂の下敷きとなり、救助隊により救出・搬送されたが、その後死亡が確認された。

下水道工事における土砂崩落事故（R7.12.17東京都福生市） 国土交通省

■発生日時 : 令和7年12月17日（水）午後1時10分頃
■発生場所 : 東京都福生市武蔵野台地内
■報道 : あり
■工事概要 : 雨水管渠撤去新設工事、開削工 L=8.6m他
■事故内容 : 既設雨水管φ700mm撤去のため、アルミ矢板を用いた土留め（掘削幅1.55m、延長8.6m、撤去管土被り3.9m）を設置する作業中に背面土砂が崩壊し、掘削構内にいた作業員が土砂の下敷きとなった。救助隊により救出・搬送されたが、死亡が確認された。

【発生場所】



【状況配置図】



【状況説明写真】



【状況写真】




- 下水道管布設工事において、作業員1名が矢板設置前の掘削箇所（掘削深2.5m、幅0.91m）に侵入したところ、側面の土砂が崩壊し下敷きとなり、救急隊により救出・搬送送されましたが、その後死亡が確認された。

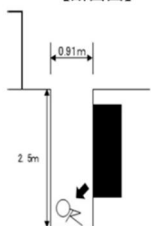
下水道工事における土砂崩落事故（R8.2.24鹿児島県徳之島町） 国土交通省

■発生日時 : 令和8年2月24日（火）午後2時頃
■発生場所 : 鹿児島県大島郡徳之島町亀津地内
■報道 : あり
■工事概要 : 下水道管布設工事 開削工 L=159.28m 他
■事故内容 : 下水道管布設工事において、作業員1名が矢板設置前の掘削箇所（掘削深2.5m、幅0.91m）に侵入したところ、側面の土砂が崩壊し下敷きとなった。他の作業員の通報を受けた救急隊に救助され、緊急搬送されたが、死亡が確認された。

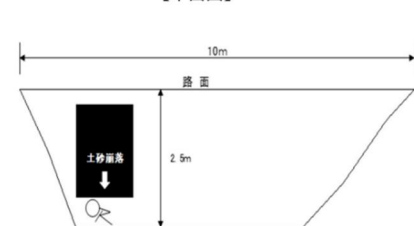
【状況図】




【断面図】



【平面図】

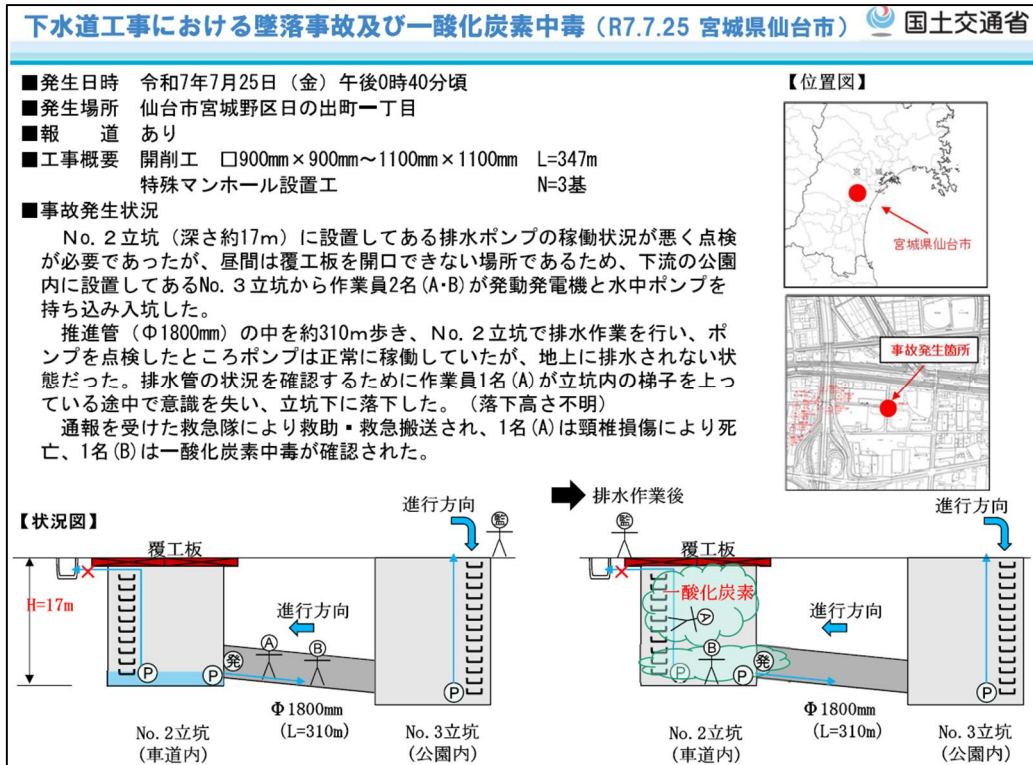


【状況写真】



「一酸化炭素中毒の疑いによる死亡事故」

- ・ 昼間は覆工板を開口できない立坑に設置してある排水ポンプから地上に排水されない状態であったため、作業員 2 名が下流側立坑から発動発電機と水中ポンプを持ち入坑し、排水作業を実施していた。その後、排水ポンプ先の状況を確認するために作業員 1 名(A)が立坑内の梯子を上っている途中で意識を失い、立坑下に落下（落下高さ不明）した。救急隊により救助・救急搬送されたが、1 名は頸椎損傷により死亡、1 名は一酸化炭素中毒が確認された。



「交通事故による死亡事故」

- ・ 下水道施設整備工事において、泥土運搬車両が泥土処分場から発進基地に戻る途中、立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場から車道に左折出場する際、左側から歩道を走行してきた自転車と接触し、自転車の運転者が死亡するという事故が発生しました。

 国土交通省

下水道工事に関連する交通死亡事故 (R7.8.4 東京都)

■発生日 : 令和7年8月4日(月) 11時10分頃
■発生場所 : 東京都東大和市高木三丁目
■報道 : あり(ネットニュース)
■工事概要 : 円形管(泥土圧式シールド工法)φ3250mm 一式
立坑工 一式
■事故内容 : 泥土運搬車両が泥土処分場から発進基地に戻る途中、立ち寄ったコンビニエンスストアの駐車場から車道に左折出場する際、左側から歩道を走行してきた自転車と接触した。
※詳細は捜査中
その後、自転車の運転者は現場で死亡が確認された。

【位置図】



【状況写真】





○ その他の事故について

管渠工事に関しては、不注意による資材及び重機への巻き込まれ事故や、立坑・人孔等の高所作業における墜落・転落事故などヒューマンエラーを起因とする事故などが発生している。また、ガス管の損傷等の公衆災害も昨年度に引き続き多く報告された。

ポンプ場・処理場工事に関しては、階高が高く開口部が多いことから、墜落制止用器具(安全带)を適切に使用していないことによる転落事故など、下水道工事に特有の事故が発生している。

【通知文書等】

過去に発出している通知等は以下に掲載しているので、参考にされたい。

下水道セーフティネット

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html

(7) DXの推進について

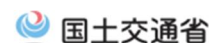
1) 下水道DXの推進について

持続可能な上下水道システムの構築の実現には、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により活用し、不足する人材を補いつつ現場の生産性を向上させるとともに業務や働き方を変革する上下水道DXの推進が必要である。

そこで、令和7年6月に公表した上下水道DX推進検討会の最終とりまとめでは、(1)業務の共通化、(2)情報整備・管理の標準化、(3)DX技術の普及促進、(4)現状可視化を通じて、関係者が一丸となり上下水道DXの取組の普及拡大を速やかに進め、令和9年度までに、メンテナンスに関する上下水道DX技術を全国で標準実装させることとした。

各下水道管理者におかれては、社会経済情勢の激しい変化に対応し、安全で快適な生活を実現していくため、DXに積極的に取り組んでいただきたい。

最終とりまとめ(概要版)



<p>○課題認識 (1)施設の老朽化の進行 (2)現場の担い手の減少 (3)経営状況の悪化 (4)激甚化・頻発化する自然災害 などが課題 将来にわたり上下水道サービスを提供し続けるためには、データ・情報・知識等の資源をデジタル技術により活用し、現場の生産性を向上させるとともに業務や働き方を変革する上下水道DXの推進が必要</p>					
<p>○上下水道事業におけるDX推進目標 点検頻度や方法を強化・充実するなどのメンテナンス効率の向上や広域連携の加速、経営の効率化、大規模災害発生時における上下水道施設の早期機能回復等の事業の基盤強化等を進めることで、将来にわたり持続可能な上下水道システムの構築を実現</p>					
<p>○上下水道事業でのDX推進の視点</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>テーマ1</p> <p>【広域連携により、小規模自治体への導入加速化】 業務の共通化：優れた業務の分析・共通化・横展開</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>テーマ2</p> <p>【最低限度のデジタル化を末端まで実現】 情報整備・管理の標準化：情報整備・管理のあり方を整理</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <p>テーマ3</p> <p>【新技術をカタログに適宜盛り込み、対象技術を拡大】 DX技術の普及促進：上下水道DX技術カタログの策定</p> </td> <td style="text-align: center;"> <p>テーマ4</p> <p>【DX技術導入を含む経営改善の取組の促進】 現状可視化：経営状況等の見える化、政策ダッシュボードの整備</p> </td> </tr> </table>		<p>テーマ1</p> <p>【広域連携により、小規模自治体への導入加速化】 業務の共通化：優れた業務の分析・共通化・横展開</p>	<p>テーマ2</p> <p>【最低限度のデジタル化を末端まで実現】 情報整備・管理の標準化：情報整備・管理のあり方を整理</p>	<p>テーマ3</p> <p>【新技術をカタログに適宜盛り込み、対象技術を拡大】 DX技術の普及促進：上下水道DX技術カタログの策定</p>	<p>テーマ4</p> <p>【DX技術導入を含む経営改善の取組の促進】 現状可視化：経営状況等の見える化、政策ダッシュボードの整備</p>
<p>テーマ1</p> <p>【広域連携により、小規模自治体への導入加速化】 業務の共通化：優れた業務の分析・共通化・横展開</p>	<p>テーマ2</p> <p>【最低限度のデジタル化を末端まで実現】 情報整備・管理の標準化：情報整備・管理のあり方を整理</p>				
<p>テーマ3</p> <p>【新技術をカタログに適宜盛り込み、対象技術を拡大】 DX技術の普及促進：上下水道DX技術カタログの策定</p>	<p>テーマ4</p> <p>【DX技術導入を含む経営改善の取組の促進】 現状可視化：経営状況等の見える化、政策ダッシュボードの整備</p>				
<p>○上下水道DX推進に活用可能な財政支援 以下のメニューを活用し、上下水道DX技術の実装を支援 ・上下水道一体効率化・基盤強化推進事業(令和6年度創設)のうち、上下水道DX推進事業 ・防災・安全交付金(令和7年度予算における支援拡充) ・デジタル活用推進事業債(令和7年度創設)</p>					
<p>今後の方向性：令和9年度末までに、上下水道DX技術カタログに掲載されたDX技術などがメンテナンスの標準的なツールとして活用され、台帳システム等により管路情報を電子化することを目標とし、取組を推進。¹</p>					

2) 上下水道DX技術カタログ

上下水道施設の老朽化や管理に精通した熟練職員の減少などが急速に進む中、将来にわたり上下水道サービスを提供し続けるためには、デジタル技術を活用し、メンテナンスを高度化・効率化させる上下水道DXの推進が重要である。

令和6年7月に岸田総理（当時）から、「メンテナンスの効率化を抜本的に向上させることが可能となる上下水道DX技術のカタログを本年度中に策定し、今後5年程度で標準装備を進めていきたいと考えています。」と発言があった。

そこで、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に向けたデジタル技術の導入を後押しするために、「上下水道DX技術カタログ」を策定し令和7年3月に公表した（最新は、令和8年3月拡充）。本カタログは、上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化に資するデジタル技術のうち、「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できる技術を掲載対象としており、既に実用化され国内で導入実績のある119技術を取りまとめたものである。

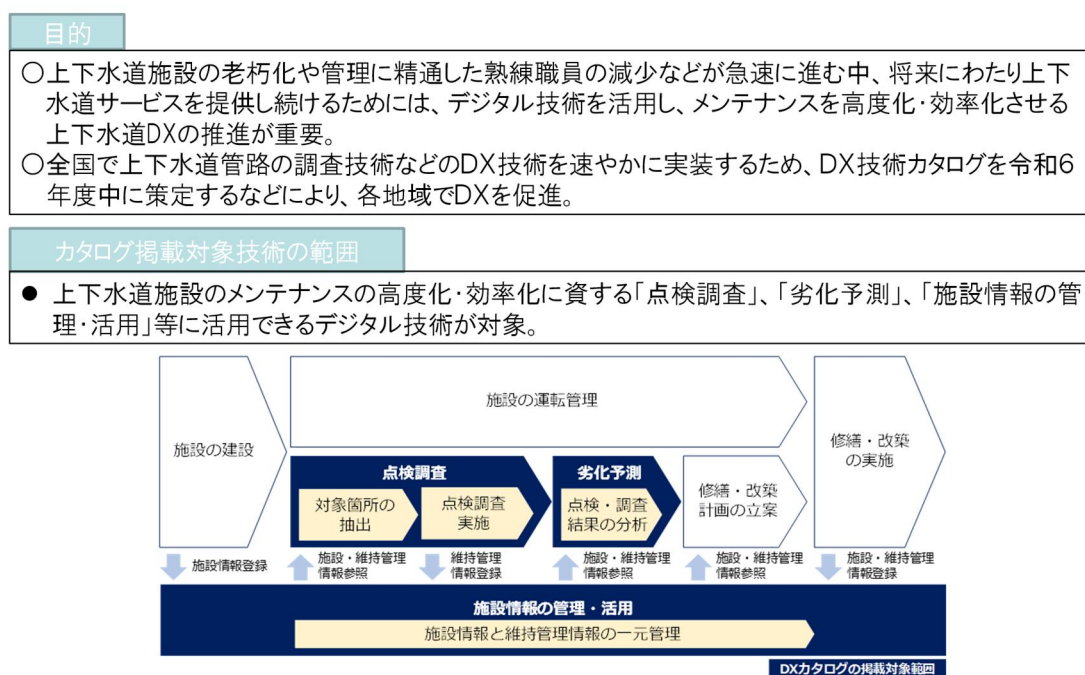
第9回デジタル行財政改革会議（令和7年2月20日）では、石破総理から「人工衛星データやドローンなどを用いた漏水検知、地中の管路内部の点検等のDX技術について、今後5年程度で全国で実装するという目標を大幅に前倒しし、できる自治体から速やかに実装を進め、3年程度で全国で標準実装できるよう取り組んでください。」と指示があった。

デジタル技術の速やかな実装に向けて、カタログを積極的に活用し、デジタル技術の導入検討をお願いしたい。

○上下水道DX技術カタログ

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply_sewerage/jyouge_dx/index.html

（公開先QRコード）



3) 下水道施設及び下水道管路施設の台帳電子化について

管路施設については、令和9年度以降の改築に際しての交付要件が定められており、交付対象となる管路施設については、その施設情報や維持管理情報が地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを用いて管理していることが必要となる。

このため、令和4年度に創設した「下水道情報デジタル化支援事業」（対象：公共下水道等全ての管路施設、補助率：1／2、**期間：令和8年度まで**）を活用するなど管路施設の台帳電子化を図っていただきたい。なお、第6次社会資本整備重点計画（令和8年1月16日閣議決定）において「点検情報を含む台帳情報を電子化している下水道管理者の割合」（令和6年度末：60%）を令和12年度に100%にすることを目標としており、令和7年度から台帳をクラウド化するために必要な経費を補助できるよう制度を拡充したところである。

また、令和5年度に運用を開始した「下水道共通プラットフォーム」（日本下水道協会）の活用についてもあわせて検討いただきたい。

さらに、効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、令和8年度から下水処理場・ポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加したところである。

下-14	下水道情報デジタル化支援事業	(R8当初拡充)
● 管路施設、下水処理場及びポンプ場に係る施設情報や維持管理情報のクラウド化を支援するための事業制度		
<div style="background-color: #FFA500; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">交付対象事業</div> <ul style="list-style-type: none"> ● 管路施設、下水処理場及びポンプ場に関する施設情報や維持管理情報をクラウド化するための費用を支援 (R8当初予算で下水処理場、ポンプ場を追加、補助対象を拡充) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用し、下水道施設を管理するために必要となる管渠及び処理場、ポンプ場等の施設情報や維持管理情報などのデジタル化・クラウド化に係る業務等を支援</p>		

下水道共通プラットフォーム（愛称：すいすいプラット）

- 令和5年4月より、クラウドシステムを活用した下水道共通プラットフォーム（愛称：すいすいプラット）の運用を開始し、「**下水道管路台帳情報管理システム**」のサービスを提供。令和8年4月から、一般向けの「**下水道管路台帳公開型システム**」のサービスを開始。
- 「下水道管路台帳情報管理システム」は、「下水道台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引きver. 5」に準拠したシステムで、下水道管路施設の施設諸元や維持管理情報などに関するデータを保管するとともに、その情報の表示・検索等を可能とするサービス。（導入自治体例）神奈川県三浦市、高知県四万十市、高知県越知町、高知県宿毛市、石川県（2流域）
- 「下水道管路台帳公開型システム」は、下水道台帳をインターネット上に公開し、台帳閲覧業務をオンラインで行えるサービス。
- これらにより、地方公共団体の下水道台帳電子化の取組を促進し、持続的な下水道事業の運営を支援。

すいすいプラットの特徴

安く安全なサービスを提供

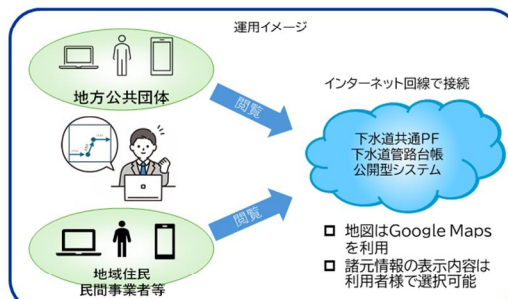
- 基本的な台帳機能・サービスを安価に提供
（※下水道管路台帳情報管理システム料金
公共下水道（下水処理人口5千人以上30千人未満の場合）：
初期導入費 52万円/システム利用料（年額）24万6千円（税抜）等）
- クラウドサービスであり、地方公共団体によるメンテナンスも不要。災害時のバックアップとしても活用可能（クラウドとは別に東京・大阪の2カ所でバックアップ）

LG-WANで利用可能なシステム

- セキュアな行政専用ネットワークであるLG-WANとオープンなインターネットのいずれでも利用可能



「下水道管路台帳公開型システム」（R8.4運用開始）のイメージ



※「下水道管路台帳情報管理システム」未利用団体様も利用いただけます

「下水道管路台帳情報管理システム」導入団体の声

- ✓ 他システムに比べて**初期導入費とシステム利用料が比較的安価**なこと、システム更新やOSのバージョンアップ等をこちらで行う必要がないため費用が掛からない。
- ✓ クラウド型のサービスで災害に強く、**災害時にはデータ提供代行サービス**も備わっているということで、災害時の対応を迅速に行うことが可能。
- ✓ インターネット環境下で本庁と現場とで**リアルタイムに最新情報を共有**可能。



【問合せ先】
企画部情報課
TEL:03-6206-9968

4) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン

効率的な施設管理等を図るため、下水道施設の諸元情報や維持管理情報等をデジタル化し、施設の現状の把握やリスク評価等に利用が可能なようにしておくことが有効であり、第6次社会資本整備重点計画では、「点検情報を含む台帳情報等を電子化している下水道管理者の割合」（令和6年度末：60%）を令和12年度に100%にすることを目標としている。

取組を推進するため、情報管理及びシステム運用方法を整理するとともに、点検・調査や修繕・改築に対し、情報をどのように活用すべきかについて標準的な考え方を整理した「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(管路施設編)」（令和2年3月、国土交通省）及び「維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン(処理場・ポンプ場施設編)」（令和3年3月、国土交通省）を策定。また、公益社団法人日本下水道協会にて、管路施設に関する「下水道台帳管理システム標準仕(案)・導入の手引き Ver.5」（令和3年9月）、処理場・ポンプ場施設に関する「下水処理場・ポンプ場施設台帳管理システム標準仕様(案)・導入の手引き」（令和5年8月）を発刊しているため、データベースの構築やデータ蓄積の際に参考としていただきたい。

5) 下水道DXに関する参考情報

○ 下水道分野におけるDX技術導入に関する検討事例集について

令和6年度に整理した下水道DXに関する自治体での取組事例について、「下水道分野におけるDX技術導入に関する検討事例集」として公表しているため、取組の参考としていただきたい。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000603.html

○ B-DASHプロジェクトについて

B-DASHプロジェクトにより、AIやICTを活用した技術の実証事業と普及展開を目的としたガイドラインを策定しているところ。B-DASHガイドラインを活用し、積極的に技術導入を図り、現場の安全性や効率性の向上に努められたい。

下水道革新的技術実証事業 (B-DASH プロジェクト) :

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000450.html

○ BIM/CIMの導入促進について

下水道事業に携わる関係者(発注者、受注者等)がBIM/CIMを円滑に導入できるよう「BIM/CIM活用ガイドライン(案)(下水道編)」を令和4年3月に策定したところ。

BIM/CIM活用ガイドライン(案)(下水道編)

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000466.html

BIM/CIMモデル(3次元モデル)を活用した施設(処理場、ポンプ場等)設計等については交付対象としているため、BIM/CIMモデルの積極的な活用をお願いしたい。

《日本下水道事業団による「下水道BIM/CIMライブラリ」の公開》

下水道事業の設計・施工では、他事業に比べてBIM/CIMモデルの活用が進んでいないのが実情であり、この主な原因の一つとして、下水道施設では他事業で使用されない特有の機器や材料が多く、そのオブジェクト(機器や材料を3次元モデル化したもの)の整備が十分でないことが考えられる。

日本下水道事業団では、このような課題に対応するため、下水道施設特有の機器や材料のオブジェクトの作成・収集を行い、「下水道BIM/CIMライブラリ」を構築した。このライブラリから下水道施設特有のオブジェクトを入手(無料)することで、BIM/CIMモデルを活用した空間調整やその他の検討を効率的に行うことが可能となることから参考にされたい。

<https://www.jswa.go.jp/topics/2025pdf/20250227kisya.pdf>

○ 下水道全国データベースについて

下水道全国データベース(G-NDB)は、H28年4月より運用していたが、利用状況等を踏まえ、令和7年2月末日をもって、利用者のニーズに合わせた形で再編することとなった。「情報共有」の機能は下水道データ室へ統合し、「調書収集」の機能は令和6年度よりシステム再編に向けて検討を開始しているところ。